# 議事日程(第3号)

午前10時 開議(本会議) 平成26年3月6日(木曜日)

日程第 1 ※一般質問

X

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

X

出欠席議員氏名

応招議員 13名

出席議員 11名

> 1番 筒 井 義 昭 君 2番 髙 橋 久 君 4番 門 勝 子 君 土 君 5番 赤 塚 英 \_ 6番 阿 部 満 吉 君 7番 佐 藤 智 則 君 門 9番 明 君 斎 藤 弥志夫 君 治 10番 11番 堀 満 君 13番 伊 藤 マッ子 君 弥

君 14番 髙 橋 冠 治

欠席議員 2名

> 3番 髙 橋 透 君 12番 那 須 良 太 君

> > \$

## 説明のため出席した者職氏名

町 長 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 君 樹 長 聡 企 画 課 長 総 務 課 菅 原 君 池 田 与 四 也 君 課 長 藤 君 地域生活課長 俣 君 産 業 佐 源 市 Ш

健康福祉課長 弘 町民課長 本 間 康 君 渡 会 隆 志 君 教育委員長 邉 宗 谷 君 育 툱 君 渡 教 那 須 栄 教 育 委 員 会 東海林 和 夫 君 農業委員会会長 髙 橋 正 樹 君 佐 代表監查委員 悦 君 藤 正 喜 君 金 野 周 튽

\$

### 出席した事務局職員

局長小林栄一次長佐藤光弥書記佐藤利信

 $\frac{1}{2}$ 

本 会 議

議 長(髙橋冠治君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時)

議 長(髙橋冠治君) 本日の議員の出席状況は、12番、那須良太議員が入院のため欠席、3番、髙橋透 議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、会計管理者が諸般の事情で欠席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。

質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) おはようございます。このまま春になってくれればいいなと思ったのですけれど も、自然はそう甘くはなかったです。また冬に戻りました。皆さんもお体には十分気をつけて、議会終了 したいと思います。

それでは、通告に従いまして、私のほうから消費税率改正の影響はということで一般質問したいと思います。順を追って質問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。平成26年4月1日より、消費税が現行の5%から3%増の8%になります。これは、国が社会保障と税の一体改革で取り組んだ増税であり、町においてもその影響はあります。私たちの生活にはなくてはならない水道事業関係、また日々の疲れを和らげる鳥海ふれあいの里保養施設等の利用料金の一部改正が2月14日の臨時議会で決まりました。

その理由は、円安で灯油、電気代等の値上がりが続いている、仕入れ経費の増税分は値上がりすることから、各事業が今後円滑に進めるためという説明でした。毎日おいしい水をいただいている町民は、良好な事業を行っていただくために上下水道料金を一般家庭で1カ月約2万円ぐらいから3万円ぐらい、みんな頑張って支払っております。その一方で、滞納者や下水道接続をしていない人もおり、町民全員が環境のよい、快適で安全な生活を送るためにも、どうにか改善していく必要があります。接続に関しては、当議会でも何度も質問が出ております。昨年の12月議会でも10番議員が、接続率は遊佐町は県内でも下から2番目のブービー賞であると言っておりました。その答弁は、今後も現状を維持しながら、接続率の向上に努めていくとのこと。今までどおりの啓発、説明では、向上率アップは望めません。現状を維持することはできません。納めない得、つながない得のない公平性を持つように、もう少し踏み込んで強固な取り組みが必要ではないでしょうか。今後どのような計画を立てているのか伺います。

次に、保養施設について。鳥海ふれあいの里保養施設には、鳥海自然文化館遊楽里、鳥海温泉保養センターあぽん西浜、国民宿舎大平山荘があり、これらは遊佐町総合交流促進株式会社に町が指定管理を委託しておりますが、残念ながら赤字決算です。公益性の高いサービス業で採算性は余り問われませんが、ここ数年間で改修、改善に多額の税金が投入されてきました。今後も投入が続くことになるでしょう。社会の経営環境の変化による要因とばかりは言えません。経営のアイデアや創意工夫、企業努力により一定の成果を上げている指定管理団体もあるのも事実です。この4月から遊楽里はもちろん、あぽん西浜においては現行の350円から400円にと、便乗値上げとも思われがちな料金の改正が決定しましたが、今までどおりの運営で、今までどおりの設備で、今までどおりの働く人の条件で、今までどおりのおもてなしで、果たしてリピーターとしてのお客様たちはどう思うでしょうか。新たにしらい自然館、西浜コテージ村、さんゆうが指定管理を受けましたが、会社の社長である町長のチェック機能はどうであったのか、今まではどうだったのか、検証はしているのか、今後どのようにしていくのか、計画もあわせて伺います。いまー度原点に戻り、指定管理者と町の決まり、関係を考え直す必要があると思うが、所見を伺って壇上からの質問といたします。よろしくお願いします。

#### 議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) おはようございます。本当に冬がまたやってきたという感じで、なかなか春遠い のだなという思いで、寒い中議会大変ご苦労さまでございます。今土門勝子議員から質問がありました消費税改正の影響はということで答弁をさせていただきます。

まず、全体的な視点から見れば、町全体の経済活動にやっぱり大きな影響が及ぶということは間違いない事実だと思っております。やっぱり消費、3月にはかなり伸びるであろうとは想像されますけれども、4月からその反動が間違いなく地域の経済に影響を及ぼすという思いであります。そんな中で、きのう施政方針を行ったわけでありますけれども、町では消費税に伴う影響をできるだけ最小限に食い止めたい、そんな思いで投資的事業を昨年度当初予算でいけば9億4,500万円ぐらいの投資的事業でありましたけれども、平成26年度、来年度については16億円を超す投資的事業を確保し、地域の経済に資する形、また持ち家住宅支援金制度等の拡充を図りながら、地域の経済が何とか回るような形をしっかりと準備をしたいと、このような形で消費税の我が町の経済に及ぼす影響は多大なものがあろうという想定の中で予算組みをしてきたということをまずもってご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の上下水道料金については、3%分を、これまでの料金を1.05で割って、1.08、いわゆる3%分をふやすという、増額するという考え方、そしてあぽん西浜や遊楽里、ふれんどりい、しらい自然館の各施設については、使用料の上限の見直しを行うこととして、さきに開催された臨時会で議員の皆様にはご説明をさせていただき、議決をしていただいたということであります。また、町民の皆さんには、広報ゆざ3月号を通してお知らせをしているところであります。

他町の状況を見ますときに、値上げについては3月定例会でという視点もあったところもあったわけですけれども、私はやっぱり2月中に臨時会を開催して、それらについてしっかり議決をし、町の最大の広報紙である町広報でしっかり説明を申し上げるという姿勢を保つのが当然だという思いで、臨時会での開催をお願いしたところでありました。

また、今回質問のあった上下水道の料金の滞納及び下水道未接続対策についてでありますが、料金の滞納につきましては事業運営上の重要課題であり、またこれまでも関係の課と情報共有等により、それぞれの事情に応じたきめ細かな対応により、徴収率の向上に努めてきたところであります。以前から比べればかなりの徴収率のアップにここ数年なったという形で、ライフアドバイザー等も含めた徴収体制、本当に頑張ってくれているというように思っております。また、悪質な滞納者に対しましては、上水道の給水停止を行うほか、計画納付の指導を行うなど、それぞれの状況に応じた対応を講じてきたことでありますし、それらが一定の効果を果たしている状況にあると思われます。今後もこの対策を継続するとともに、新たな滞納者を出さないように、納入状況の精査を行いながら、徴収率の向上に努めていきたいと考えているところであります。

次に、接続率の向上対策についてでありますが、この問題についてはこれまでも何度か議会で質問をいただきました。言うまでもなく、単に下水道を整備するだけでは本来の目的は達成されません。区域住民より利用されて初めて公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上など、本来の目的を達成することとなります。そのため下水道法では、下水道が整備され供用開始された区域については、遅滞なく接続することを供用開始区域住民の義務としております。そのため本町では、供用開始から3年以内の接続をお願いしているところであり、広報はもちろんのこと、文書送付や事業計画説明時、工事説明時に接続義務や公共下水道の意義等について説明を行っているほか、集落に出向いての排水接続工事相談会を開催するなど、普及活動に努めてきました。また、普及活動とあわせて接続工事に関する支援策にも力を入れてきたところであります。私が就任した次の年から新設された持家住宅建設支援金制度は、利用者も多く、ここ数年接続件数が供用開始戸数を上回る状態が続いております。

一方、再三の指導、説明にもかかわらず、接続に応じていただけない町民がいることも事実であり、現在の本町の下水道接続率は68.9%と低迷状況にあることも事実でございます。このことは、下水道本来の目的が達成されないばかりか、使用料金により事業運営をする公共下水道事業にとっては大変大きな問題であります。また、これまで厳しい経済状況の中で接続に協力していただいた町民から見れば、議員ご指摘のとおり不公平感を覚える問題であり、見過ごすことのできない問題であることは間違いありません。ただ、各未接続世帯には実際に経済的負担が難しい世帯や老人ひとり世帯など、それぞれ抱える問題があることもまた事実であり、接続に関する強制的な対策はこれまでとってこなかったのが実情であります。県内でも強制的対策は実施例がないと伺っております。

しかし、このままでは問題解決が難しいことも認識をしております。そのため、強制とまではいかないまでも、一歩踏み込んだ対策を実施する必要があると考えているところであります。まずは町のほうから未接続世帯に伺って、個々の事情を直接伺い、対応策を一緒になって考えることから始めてみたいと考えております。大勢の中では相談できないことでも、個々の場では相談できることもきっとあるのかもしれませんし、それらについてそれぞれの事情についてきめ細かな対応をする体制を整え、早急に検討していきたいと考えております。今後もライフラインの適切な維持管理により、町民が安全で安心して生活できる町づくりに努めていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、消費税改正での、いわゆるあぽん西浜の値上げとかリピーターに対しての思いにはどう応えるのかという質問だと思います。あぽん西浜の入浴料や遊楽里の宿泊料など、消費税引き上げに伴う観光施設の使用料に関しては、先般の遊佐町臨時議会において、鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部改正条例の議決をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第であります。あぽん西浜と遊楽里の入浴料に関しては、平成10年に350円に値上げして以来、現在まで据え置かれていましたが、この4月1日から400円に値上げさせていただくことになりました。この値上げの背景には、施設の維持管理に係る燃料費や資材費の増嵩があり、これまで施設の経営を著しく圧迫しておりました。そして、今般消費税がそれらの固定経費に転嫁されることになり、経営努力だけでは至当解決し切れないと判断し、安定経営の確保という観点から、適正な料金値上げを模索してまいりました。その値上げ幅の検討では、昨年の遊佐町振興審議会での第8期実施計画の審議において、具体的に400円への引き上げの意見が出され、観光施設の修繕及び利用者負担についての報告という形で答申がなされたことの意義を重く受けとめた次第であります。また、長年ご愛顧いただいているお客様からもご理解いただける範囲と判断したものであります。昭和63年の開設以来、どちらかというと抑制的に2度の引き上げを行った経緯の関係もあり、その結果、他の温泉施設との料金格差が生じていましたので、施設運営の収支バランスに即した適正料金のあり方を含め、近隣の温泉施設の引き上げの動向も参考にいたしました。

続きまして、遊楽里やあぽん西浜、大平山荘の鳥海ふれあいの里保養施設や道の駅ふらっとなどの観光施設等の指定管理とチェックのあり方についてでありますが、今年度からは遊佐町観光開発公社の解散に伴い、コテージや西浜キャンプ場、しらい自然館等の施設管理運営も含めて、遊佐町総合交流促進施設株式会社が指定管理を行っています。会社の株式を町が半分保有するため、町長の私が会社の社長を務め、町の意向を反映させながらも株主総会での意向も重きを置いて経営に当たっております。

町の施策と不離一体の第三セクターである関係から、町の関与のもとではありましたが、会社としての 採算性の維持と、より安定経営に努力をしてきたつもりであります。その指定管理には、株主総会や監査 役によりチェックを働かせておりますし、日常の業務及び会計処理は会計事務所の指導を受けながら適正 執行に当たっているところであります。

なお、今年度で5年の指定管理期間が終了することにより、今議会で新たな指定管理者の手続を踏むことになりますが、さきの副町長を委員長とする指定管理審査会で候補者選定を行った際にも、施設平等利用の確保、設置目的の達成、経費縮減、人的及び財政的基礎の各審査事項に照らし、事業計画や指定文書を精査するなどして、町内部でも経営実態を確認してきたところであります。施設の修繕につきましては、それらの施設がつくってから、あぽんについては昭和63年ですから26年目を迎えようとしております。か

なり老朽化しております。そして、総合交流促進施設株式会社の主体をなす遊楽里についても、設立から、つくってから15年、16年ぐらいを経過しようとしております。いよいよ修繕が始まろうとしているところであります。私は、施設は全ての施設を一体的にはなかなか改修できないという視点から、大平山荘に重点を置いて、過去3年ぐらいの間は、4年ぐらい、5年ぐらいですか、大平山荘の改修をしっかりととり行ってまいりました。次に続く施設、やっぱり遊楽里本体の施設はかなり大きな投資をした施設でありますけれども、修繕をしないことには、お客様を受け入れ、町の観光の発信に資することができない施設であってはならないと考えています以上、それらをしっかり計画的に進めていかなければならない、これが町の責務ではないかと思っておりますので、苦しい財政の中ではありますけれども、観光施設整備基金等を活用しながら、施設整備を図ってまいりたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) ただいま町長の答弁のとおりであります。水道事業関係のほうから再度質問させていただきます。

下水道接続については、確かに町報の2月号に事細かく載っておりました。町民のどのくらいの人が見ていたのかわかりませんけれども、市町村、また県、また国の税金から報酬を給料としていただいている人たちもいると聞いたが、本当でしょうかという町民の声でした。それはないでしょうと私は答えましたけれども、接続する環境にありながら、自分さえよければ周りの人には関係ないと、また滞納を続けている怠慢な人には強行な姿勢を示すことも考えるべきと私は思います。つながない、納めない人には必ず理由があるはずです。自分でもどうしようもなく困っているのではないかと思います。個々の話を聞き、そのニーズに合ったプログラムをつくってあげるのが行政マンではないでしょうか。この辺どう思うでしょうか。

議 長(髙橋冠治君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

まず、我々下水道担当としましては、これまでも滞納の問題、そして接続の問題については常にそのことを意識しながら業務をさせていただきました。中でも接続問題につきましては、これまでも何度となく議会の中で取り上げられておりましたけれども、なかなか現実的には個々に対する強制的なといいますか、そういった対応がとれないということもありまして、伸び悩んでいたというのが実情でございます。かといって、本来下水道整備をしても、接続されなければ当然目的が達成されないわけですし、接続をした皆さんへの悪影響も当然考えられる。中でも密集地なんかについては、汚水が流されることによって悪臭、そして病害虫の発生など、そういった意味でも大変な大きな問題であるというふうに認識をしております。これまでも普及拡大を図るために説明会、そして相談会、出向いての実施をさせていただきました。以前は戸別訪問も一時させていただいたことがありました。ただ、やはり職員の体制の問題もありましたし、それから現実的に回ったところ、かなりの反発もあったということで取りやめた経過があります。ただ、これまでの状況を見ますと、現在68.9%と県の接続平均からしても17%くらい落ちているというのが現状であります。そのため、これからそれをどうやって上げていくかというのが我々の仕事になるわけですけれども、今現在遊佐町は公共下水道事業をまだ整備途中でありまして、供用開始区域が広がっているとこ

ろでございます。毎年3月31日供用開始しますので、その段階で一旦分母分が広がるということで落ちてしまうという、それの繰り返しで、数値的には伸びにくい状況にはありますが、だからといって、それをこの低迷状態でいいというわけもありませんので、先ほど町長が申し上げましたとおり、それぞれの事情を聞きながら丁寧な対応をして、そしてそれが接続へと結びつくようなきめ細かい対応を我々もするべきだというふうに考えております。

今後、今現在のこの限られた職員の中でどこまでやれるかわかりませんけれども、周りの指定店等いろいろ機関はあるわけでございますので、その皆さんから協力をいただきながら、戸別訪問等も考えながら、個人から、その個人に対してですけれども、きめ細かな対応をし、接続率アップへとつなげていきたいと思います。このように検討しておりますので、皆様からもご協力、ご支援等をいただければと思います。よろしくお願いします。

議 長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) 公共下水道工事が平成2年ですか、始まったの。あれからもう二十何年たっております。多分このままの状況でいったならば、もう20年、あるいはもっと長い期間このままの状態でいくと私は思います。そのころには私はもういないと思いますけれども、このツケを、環境も含め、子供たちや孫に残すことになるのです。ですので、公の税金から給料として報酬をいただいている人にまずつないでもらわないことには、町民には説明できません。平成30年まで下水道工事は続く予定でありましたですね、町長。

(「はい」の声あり)

4 番(土門勝子君) その30年までの間、上下水道料金の利用料との差がだんだん広がるばかりであります。今後大変なことになると思います。4月1日から消費税が3%上がります。そして、来年の10月からはもう2%上がる予定だということですので、接続する人、滞納している人は、だんだん納めにくくなる、接続しやすくならないというか、そういうことになりかねます。個々のニーズを把握して、個々のニーズに合ったプログラムを誤解のないように取り組めば、私は町民は納得してくれると思いますが、その辺もう少し行政として強くお願いしたいと思いますけれども、この辺どう思いますか。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 不公平感というのがやっぱり、私も今年度ある地区にお邪魔をしたときに言われました。自分のところは下水道の計画には入っているけれども、税金は納めているのだけれども、まだ工事は始まっていないのですと、恩恵を受けられない地域もあるのですよと、いつになったら施設がうちの村まで来るのでしょうかと言われたときに、いや、そうですよねと。

町としては交付税として町にいただいている。 3 分の 2 は下水道に関しては起債については交付税で算定されたことになっているのですけれども、何せ一般会計からの繰り出しが農集、下水、公共下水道と地域集落、農集と公共合わせれば大体 4 億円になります。 4 億円ですけれども、実は使用料、手数料が私の就任したときは 1 億2,000万円ぐらいまでなかったと思います。今 1 億円ちょうど、今年度の予算で 1 億7,000万円ぐらいかなと。本当に実は経営的には危機的な状況だと、民間会社なら立ち行かなくなっていくのは当然なのです、こんな状況では。ですから、やっぱり接続率の向上というのがだめだという形で、そしてそういう施策も持っていないという形の中でしたので、持ち家住宅支援金、それから県の住宅リフォ

一ム等の支援の補助制度等、あるいは県は10%、200万円まで10%で20万円という形で出してきましたけれども、それらがプラス町の制度でという形で、70万円を上限にやってきました。消費税が上がることによりますので、実は町としての補助制度はいわゆる10%、100万円を上限にしようという思いをしております。それらでどうしてもやっぱり積極的につないでいただく支援策も強化していこうと思っています。

そして、課長が、先ほど答弁いたさせましたけれども、実は一般家庭と誰が一番信頼関係があるのかというときに、意外にこれいつも水道が問題になったときに来てくれる指定業者ではないかという思いをしていました。指定業者さんから接続向上の支援の一翼を担ってもらう、そんな発想も大切なのではないかと思っています。うちの水道屋はあそこの水道屋さん来てくれますよというのは、それは各家庭にそれぞれあるわけでして、家庭、うちからの信頼関係を実は逆にお願いして、接続率の向上、いわゆる上水道の指定店からもお力添え賜るような形で、特別大上段に構えて何とかアドバイザーという形はやらなくても、そういうことで何とか、日々の広報と、そして業者から見れば接続することによって経済的メリットも発生するわけですし、そんな形ができないのかなと、一歩踏み込んだ形でそれらをつなげることができれば、もう少し、最低75ぐらいまでもっていきたいなというような思いをしています。

ことしは、本当に最初、これまでの供用開始、何回も話ししますが、17戸の供用開始しかない25年度でありましたけれども、実はきょう朝下水道担当の職員のところに、目標は71戸だったのです、17を裏返した71戸、80ぐらい行くかもしれないという、非常に担当の職員等含めて頑張っていただいていると。率でいけば史上最高の接続率の年になるのではないかと思っていますけれども、それはあくまでも25年までのこと、26年度もやっぱり新制度、それから新たな制度等を整えて、また目標、実はこういう目標を持ってやったら、もっと頑張れるのではないのと私は言っているのですが、365日の、お休みも含めれば1週間に1戸加入してもらえば、最低50は加入できるわけです。それらしっかり目標を設定してから、やっぱり事に当たろうよということを担当職員に励ましながら、今、目標を持って頑張ろうということを言っているところで、それらしっかり目標を持って努力するということが行政のやっぱり役割かなと、そして町民からもご理解をお願いするということの努力をしていきたいと、このように思っています。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) やはりいろいろな理由があると思うので、一人一人誤解のないように丁寧に説明して、行政のほうから無利子等の施策もありますので、頑張っていただきたいと思います。今後も町民が 環境のよい、快適で安心安全に暮らせるように、さらなる努力をしていただきたいと思います。水道関係 はこれで終わります。

次に、遊佐町総合交流促進施設株式会社の18期の事業計画にありました。これちょっと読んでみます。 地元経済においては、東日本大震災からの復興のおくれや円安傾向により物価の上昇が考えられ、観光サービス、農水産品小売業である弊社にとっては今後とも厳しい環境が続くものと予想されます。よって、新しい発想による事業を展開し、施設整備の充実を図るとともに、お客様から信頼を得ることを第一とし、最高のサービスを提供し、交流人口の拡大と地域の活性化に貢献してまいります。また、目的達成のために経営基盤の強化に努め、当社の経営理念である笑顔と真心をモットーに、値段も半音下げて、お客様満足度を高めるとあります。その中で、新しい発想による事業、施設整備の充実とは、社長である町長どの ように考えているのかお伺いします。

議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) これまでどっちかというと施設整備については全て町にという形でやってきた経緯はあると思いますけれども、私は自分が就任してから、まず会社でできるものは会社でやりましょうという形で、テレビの地デジの更新時期に全て会社の今リース料でテレビは整えてきたというところであります。これまでは全てが町から買っていただいたテレビでありましたけれども、それぞれの株主である2つの銀行からのリースの関係で、毎年毎年それらはしっかりと会社が毎年の経費の中から支払っていく。安い金額ではございませんけれども、それらを整えてきたということでありますし、また実はこれまでは緊急雇用とか何とか雇用という雇用対策の補助金でかなりの投入が会社には入っていました。その分をいただいて職員を雇用するという形でしたけれども、実はことしそれが該当にならないというか、そんな形もありましたので、総合交流促進施設株式会社はこれまでの観光施設については非常に厳しい状況でありました。

もう一つは、円安の影響が物すごいというか、電気料でも2割ほど上がっています。電気料、油代が2割ほど上がっています。そして、電気料で15%上がっています。それらがやっぱりトータルで年間、あの施設は24時間遊楽里という施設は冷暖房使わなければならないという形でいくと、かなりの油の使用量なものですから、まさにそれに食われるということが非常に危惧されている中が、それが現実化しているということであります。

やっぱりそれからもう一つ、道の駅ふらっとにやっと急速充電器、今工事中でありますけれども、あれ が整ったことにより、少しはいい影響が、それからリーフも入ったコマーシャルはあったのですけれども、 実はトイレが非常にやっぱり女性視点から見れば、あのトイレの充実という視点がなかなか振興計画の問 題で改修できないで来ていたということがあります。高速道路とかのパーキングに見ますときに、トイレ の改修というのは本当にきれいなトイレという形で、女性が喜んで入っていただけるトイレという形で整 えてきたというところ、やっぱり15年以上たったトイレという形でいくと、まだ和式のという形、和式も 残さなければならないという方もいらっしゃいますけれども、小さい子供さんたちにとってはどうやって 使えばいいかわからないトイレという形もあるのだそうで、それらの整備が予算的な問題で社会のニーズ になかなか追いついてこなかったということがあります。それらも含めれば、やっぱり施設整備について も決して普通の世の中の動きと一緒に変えてきたというところはないという形、予算の議決をいただかな ければならないという形の中で、実はやっと私は秋田県のねむの丘と陣屋ができて、直売所についても八 福神ができて、やっとライバルが整ったという形、通常の状況かなと、競争時代がやっと来たのだと思っ ています。1つしかなくて優遇される環境ではなくて、競争の時代においてはどのようなものを、新鮮で 品質の確かなものをやっぱり売っていかないと、お客さんにリピーターとして、そしてその施設としての 信頼をなかなかもらえないという厳しい時代に来たと思っておりますので、それらも含めて、やっぱりハ ード面、ソフト面についてこれまでの甘え等体質があったのではないかと思っております。やっと他の施 設と比べられて買っていただけるということは、商売においては通常の競争原理の社会に飛び込んだとい う感じでありますので、それらをしっかり受けとめて経営していかなければならないと、このように思っ ているところであります。

議 長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) 私ちょっと2点ほど気づいた点を、細かいけれども、ちょっと話しさせていただきます。

ことしの1月に後期段階というのか、私たちみたいな年齢の人が7人、グループいるのです。そのグループがおいしいごちそうでも食べて、お風呂にでも入って、ふだんの孫やお年寄りを介護しているのから解放されようと思って、遊楽里のほうに土曜日でした、申し込みました、4,000円ぐらいで7人で。そうしたら、見事に断られました。あんなに部屋あいていて、ベッドにして120ですよ。部屋もかなりあるのです。土曜日と日曜日は当社は日帰りプランはやっていませんという答えでした。びっくりしてしまって、あともうみんな都合いいものですから、ではほかを探そうということで、その日ちょうどこういうチラシが入っておりました。隣の八幡の鳥海山荘です。1,000円で風呂に入って、メニューの中から御飯も食べれて、1日休んで1,000円ですよ。もう4回行きます。みんな喜んでここに行きました。そうしたら、すごいおもてなしでした。やはりああいうあいている部屋があるのであれば、土曜日だろうが日曜日だろうが私は営業していただきたいなと思いました。だって、私たちみたいな年になると、土曜、日曜日しかあいていないのです、みんな若い人が勤めていて。そういうことも考えていただきたい。

それから、もう一つ、あぽん西浜の隣のとりみ亭ですか、そこに去年、おととしになるか、初老の夫婦がリュックを背負って鳥海山に行ったのか、その日海岸を散策していたのかわかりませんけれども、夕方です。「うん、ここは魚おいしいから焼き魚定食でも頼もう」と焼き魚定食2つ頼んでいました。そうしたら、従業員の方が、「済みません、魚はあるんですけども、御飯がないんです」というお断りでした。その夫婦は、「はあ、御飯食べっでなやの、せばほかさ行くか」ということで帰りました。私はとっさに考えたことがあるのですけれども、魚はあるのだけれども御飯がない、そういう場合社長はどう考えますか。

議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は、調理長、調理人というのはそのために調理人を雇っているわけですから、 その代替をするのが調理の役割だと認識しています。

議長(髙橋冠治君) 土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) 私はとっさに考えました。同じ会社で横のつながりを利用して、魚焼くのに10分から15分かかります。従業員2人おりましたから、その間に遊楽里かふらっとかどちらかに御飯借りに行けばいいのではないかと私は思いました。そうしたら、そのお客さんを快く気持ちよくおいしいもの食べさせて、また来ようという気持ちになれたのではないかなとそのとき感じました。とっさに私御飯を借りに行けばいいのではないかと思いました。そういう横の関係、自分のほうだけではなくて、横の関係も密にして、そして大事な大事なお客さんを逃がさないようにして、そういうふうな経営もしていただきたいなとすごく感じました。もうあの夫婦は二度と来ないと思います、多分。そういうふうなこともありましたので、やはり横の関係もしっかり密にして、そして従業員、確かに株式会社の賃金は安いと思いました、私も。就業員から聞いて、安いなと思いましたけれども、やはり町長のきのうの施政方針にもありました、働く人の笑顔が見える町づくりってありましたよね。済みませんが、あの給料であの待遇では笑顔で働くというのは私どうかなと思いました。やはり社長である町長はもっと企業努力をして、給料はほかよりよ

くなくてもいいですから、他社と同じくらいに上げるような企業努力をしていただきたいな、そして従業員をもっと楽しませてというか、中から自分の会社だ、公益性の会社でないのだ、自分でもっている会社だと思わせるように力を入れて、そのようにしていただけないのかなと私は自分なりに考えております。その辺どうですか。

#### 議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は今土門議員からはご利用いただいた結果としての質問ですから、それはそのとおり大変申しわけないことをしたなと思っています。実は、私も時間の3分前で、もうあと時間終わりですからと、オーダーストップですからととりみ亭で3分前で断られた経緯も自分の経験としてありますので、この会社冷たい会社だなと自分で社長になって感じたこともあったわけですけれども、なかなかそれぞれの事業体という形で、ただおもてなしという滝川クリステルが言った、あのおもてなし、そうですね、もう少し待遇がよければ、それはもう少し愛情を持ってくれるのでしょうけれども、本当になかなか従業員に利益をお分けするという形の中でできないという、私は就任以来そればかり実は悩んでいたということです。普通の会社から見れば本当に安ければいいというような雇い方だけはしたくないなという形で、臨時とかかなり上げてきたのですけれども、社員全体、特に若手の人たちがちょっと安過ぎるということ自体が自分として非常に申しわけないなという思いをしているところであります。

経営については、数字的なものは確かに毎月毎月報告来て、見ています。キャッシュフローについても 見ていますけれども、実はなかなか人的な問題がやっぱりあの会社にはあるのだろうと思っています。全 てが総合交流促進施設の大平山荘等抱える問題で、夏と冬の問題がまず非常に1つ大きな問題でありまし ょうし、それからきのう、おとといの質問でもあったわけですけれども、経常的にそんなに努力しなくて も黒字が出せるような施設と、どうしても決算上黒字にならない施設があるということ、やっぱり過大な 設備投資を過去にしてしまったバブルの時代のツケかもしれません。それらを引き継いできたというがや っぱり大きな問題だと思っております。ですから、根本的にこの施設はどのぐらい、5年間平均見ればわ かりますから、それらをどのような形でしっかりと町として、第三セクターといっても完全に民間ではな いわけで、それは町の観光事業の大きな一翼を担っていただいている施設なものですから、それらに対す る評価とかしっかり見ていかないと大変なのかなと思っています。数字的には大変厳しい、ことしもそん な状況ですけれども、実は内部的な人的な配置とかの問題でなっているのではなくて、本当にいわゆる円 安、油高、電気料金の値上げ、それらが主体的な原因でなっているということ、そして売り上げが、元気 な浜店の総会に行ってびっくりしました。98%ぐらいで、ほとんど減らさないで売り上げるところもある のですけれども、直売がスイカが悪い、メロンが悪い、柿が悪いという形で、やっぱり10%ぐらい落ちざ るを得ない状況、やっぱり農産物というのはそういう季節的な気候的な問題もあるわけですから、それら が全て地域のものだけで勝負しているということ自体が果たしていいのかなということも私は実は感じて いるところもあるのです。遊佐だから遊佐のものだけしか売れないということではなくて、やっぱり全国 のすごいものはいっぱい売っているところも勝負しているところもあるわけで、例えば「あ・ら・伊達な 道の駅」という、岩出山、鳴子の向こうにあるわけですけれども、あそこは全国の有名な商品等はやっぱ り仕入れをして販売しているという状況を見ますときに、遊佐だから遊佐だけに限ってというやり方が、 それがいいのかどうかも含めて検討していかなければならないと、そのように思っています。

議長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) 社長には従業員は一番大切です、商売には。商売は、大きくとるより小さくとって、積み重ねが大切なのです。私も商売していましたからわかりますけれども、大どりより小どりしなさいということはありますので、大事な、1人でも2人でも、人数が少ないからとか多いからとかは関係なく、小どりをしていただきたいと思います。

最後になりますか、あぽん西浜の施設ですけれども、何か水道がお湯が水になる、天井からは冷たい水がぽたぽた落ちてくる、床は滑る、ああいう状態で400円にするのかという町民の声でしたけれども、町長どうですか。

議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は私もきのうもあぽん西浜に議会終わってから行きまして、土門さんの旦那さんとも一緒になったわけでございますけれども、大変いつもご利用いただいて、まずもってありがとうございます。

施設つくってから25年以上、四半世紀たちました。料金値上げするだけではないであろうと、大規模な リニューアル等は当然必要であろうと、そして特に最初からつくっていたボイラーと給排水管等がやっぱ り今のニーズを想定した人数ではなかったのだと思っておりますので、計画的にではありますけれども、 リニューアルもして、それにお応えするという計画も、今実は内部で検討させているところであります。 課長をもって詳しく答弁いたさせます。

議長(髙橋冠治君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

今現在年度末に向けて作業をしております。戦略的観光施設再整備計画策定事業に取り組んでおります。間もなくペーパー上がってきますので、その時点で原案を皆様にお示ししたいと思っております。もちろん町民の皆様にも周知していきたいなというふうに思っております。これは、いわゆる老朽施設、ふらっと、あぽん、遊楽里は老朽とは言いませんが、大平も含めてですが、それらの施設を対象に、向こう10年ないし15年を見通した形での施設整備のあり方、さらには経営のあり方も含めて検討をして、計画に位置づけようとしているものでございます。それはその時点でのお話というようなことで、大幅なリニューアルもありましょうし、またただいまの現在抱えている課題、皆様から要望上がっておった課題を改善すべく計画に位置づけたいとも思っておりますが、それとはまた別に、中期的に、あるいは向こう3年ないし5年を見通した形での中規模の施設の改修もこれから検討をして、今般の400円への引き上げに対しまして、単なる引き上げではない、それに対応するサービスの提供、サービスの向上というものにつなげるべく、これから計画的に位置づけていきたいなというふうに思っておりました。

以上です。

議 長(髙橋冠治君) 4番、土門勝子議員。

4 番(土門勝子君) 最後に、指定管理団体に対して町のほうのガバナンスも示していいのかなと思います。その辺どうお考えなのか最後お聞きして、私の質問は終わります。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は私今非常に感じているのが、自分が町長として総合交流施設株式会社の社長

としての質問が議場でやっぱり多いのだなという思いで、果たして町全体を考えた自分の立場が、逆に言うと支援をするほうと管理をするほうが余り自分自身が近過ぎるのではないかという、そんなことを考えているところであります。やっぱり総合交流促進施設ばかりでなくて、かつては財団法人遊佐町観光開発公社、理事長が副町長でありましたけれども、そのような体制のほうがふさわしいのかなという思いをしているところです。チェックもいいでしょうけれども、逆に言うと補助金等の支援、設備等の支援等も考えたときに、自分が社長で自分が町長で、実はふらっとの中のラーメン屋さん、業者さんがつくったときに、都市計画区域内に基礎のある建物はだめだったのです。ところが、それが申請者と許可者が同じ人でオーケーになったという経過がありました。都市公園法でいけば、基礎のある建物については、それは基本的には使用料金を取らなければならないのではないかとこの場で私が議員のときに提案をして、それは当然都市公園法違反的なものはそのエリアは除外するようにと、そして除外して、そういう料金もいただくようにと提案もさせていただいたことがあります。町長というポジションと社長というポジションが同じ人であれば、非常にその辺のチェックとか基準の確認がルーズになる可能性もあるということを非常に危惧しております。

以上であります。

- 議 長(髙橋冠治君) これにて4番、土門勝子議員の一般質問を終わります。
  - 5番、赤塚英一議員。
- 5 番(赤塚英一君) おはようございます。前回の12月議会の一般質問もそうでしたし、きのうの予算 委員会のほうでもそうでした。最近昼またぎが多いものですから、自分の質問が途中で分断されて、何を 言っているのか途中でわからなくなることもありましたけれども、今回の一般質問はゆっくりできるのか なと非常に安心しております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。産業振興の具体的目標についてお聞きいたします。遊佐町の新総合発展計画も第8期を迎え、26年度よりの3年間の振興計画も提示され、来週からこの振興計画に沿った26年度予算の審査に入ります。この総合発展計画のキーワードは、働き場、若者、にぎわい、いきいき遊佐の再構築で、最初に働き場としていることは、雇用の確保や産業振興といったところを一番に考えているものと思います。また、いきいきゆざトッププランに掲げている4つの項目の一つ、働く人の笑顔が見える町づくりがあり、そこには地域経済を活性化し、働く人の笑顔が見える町にするために、町民所得の向上と雇用の確保、農商工連携を進め、働き場づくり、にぎわいの創出を実現しますとあります。

さて、遊佐町が抱える大きな問題として人口減少が上げられます。特に若年層の流出が急激な人口減少、 高齢化の要因になっていると思います。この原因として、働き場がないことがアンケートなどでも明確で す。これまで雇用の確保が若年層の流出による人口減少に有効な手だてと考え、この場でも何度か訴えて きました。また、日沿道の延伸も事業が進み出し、それに呼応するかのように企業の設備投資もふえ、全 体として少しずつではありますが、いい傾向が出てきているのではないでしょうか。この時期にさらなる 産業振興の政策を進めるべきではないかと思っております。そこで、これからの産業振興の取り組み方針 と具体的な目標をどのように考えているか伺い、壇上での質問といたします。

議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、5番の赤塚英一議員にお答えを申し上げます。産業振興の具体的な目標はという形で、大まかなことに対する私の考えを申し述べながら、具体的にはそれぞれの課への質問とはなると思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、就任以来働き場、若者、にぎわいをキーワードにいきいき遊佐の再構築を目指しますという宣言をしてきました。まさに産業振興につきましては働く人の笑顔が見える町づくりをいきいきゆざトッププランの方針の最初の一つとして位置づけ、その振興を図ってきたところであります。これまでも企業誘致に係る各種助成制度の拡大及び新たな助成制度の創設、既存企業に対する雇用、研修等への各種助成制度の拡大、商工会と連携した商業振興の充実に努めてまいりました。新たな企業誘致はなかなか難しい状況ではありますが、既存の企業、産業を育てていくことも非常に重要なものの一つであると考えております。ビジネス大使との情報交換やビジネスネットワーク協議会の活動の充実によりまして、企業間交流を促進し、既存企業の販路改題、新規事業の開拓、新製品の開発、企業間の技術提携などなど、既存企業の育成を図ってまいりたいと考えております。

実は我が町にとっては高速道路の工事がやっと我が町に入って、現在開始をされております。これらの事業の波及効果、これらにも大いに期待したいところでありますし、これから数年間、我が町内で国の大きな投資が、高速道路交通等の関連事業に投資していただけるということについては、地域経済にとっては物すごくありがたいもの、できるだけ地元の企業等の参入を望みたいなと思っておるところであります。また、高速道路のインターチェンジが工業団地の近くにできるというところのことも、考え方一つ比べれば、非常に工業団地の価値が上がるという形を考えますときに、企業の誘致等には大きな力を発揮していただけるものと確信をいたしております。

また、基幹産業である農業につきましては、5年後の生産調整の見直しと大幅な農政の転換が始まっております。担い手農家への農地の集積など、生産構造の改革を進めて、みずからの判断により生産し、販売できる農家を育成することも大切でしょうし、足腰の強い攻めの農林水産業の確立を町としては目指していきたいと考えております。

また、豊かな自然が生み出す農林水産物は遊佐町の重要な資源であり、これらの資源を活用し、高付加価値をつけた加工品の開発、販売をする新たな産業の創出が求められていることも事実であります。このために、関係機関、生活クラブ生協、遊佐ブランド推進協議会、創業支援センター事業との一層の連携を図りながら、農商工連携による6次産業化を推進し、農業所得の拡大と雇用の創出確保を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

- 議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。
- 5 番(赤塚英一君) それでは、ここから再質問という形でさせていただきます。

ただいま町長からの答弁ございました。これまでずっとビジネスネットワークであったり、ブランド推 進協議会の取り組みであったりで、非常にいろんな形で取り組んできて、新商品の開発等をしてきたと思 います。前回の12月のときの一般質問でも、1次産業から2次産業、いわゆる加工の部分ですね、その加 工品を売るという部分をテーマとしてやってきたときに同様の答弁いただいていましたけれども、私たち 委員会の視察で、前回というか去年、行ってきました。モクモクファームという、これ滋賀県にあります。 店舗展開も非常に活発にやっている団体でございます。こういうところというのは、割と……当然団体として意欲のある方が集まって、少ないながらも資金を集め、自分たちでやってきたと、こういうところが結構あるかと思います。遊佐町においても、やっぱり直売という形で農家の皆さんが自分たちで手間暇かけて出品されて、それを販売という形でやっていると、1次から加工の部分もありますし、加工から流通販売の部分もあります。やってきている団体は結構あるかと思います。そういう団体に今までいろんな形で支援もしてきたはずです。非常にそういうことではありがたいですし、実績も上がってきていると思います。

ただ、私最近思うのですけれども、どうしてもその部分が 1次産業の部分、 2次産業のいわゆる加工の部分、 3次産業、流通販売の部分、これが一体でできる団体を育成する方向にだけ最近行っているのかなと思うのですけれども、この辺今の法律だとかいろいろな形であるかと思うのですけれども、こういうところを見たときに、そういう 1次から 3次までトータルでできる団体を育成する、または企業を育成する、企業家を育成するようなところだと思うのですけれども、この辺これまでの大きな考え方としてどのように考えていたのか、考えてやってきたのか、少し簡単で結構でございます。担当の、これ課長のほう多分詳しいのかなと思うのですけれども、よろしくお願いします。

#### 議 長(髙橋冠治君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

特に農林水産業も含めまして、つくるというところに大変重きを置いて今までやってまいりました。過去にもいわゆる高付加価値をつけるということで、加工品の開発にも当然取り組んでまいりましたが、とにかくつくるというところに非常に大きい重きを置いていましたので、いわゆる 1次産業から1.5次産業といいますか、2次産業まで行かない1.5次産業というところで今までとどまっていたのかなというふうに思ってございます。確かにそういった意味で、加工品、あるいは新商品の開発のためのいろいろ助成は行ってきましたけれども、今求められているのはそれをいかに販売するかというところかというふうに感じております。残念ながらこの販売するというのが、大変私自身でも思いますが、一番弱いところかなと思ってございます。

最近よく言われます6次産業化、言われております。いわゆる6次産業化の今までどこが大きく違うかといいますと、販売のところに大きく力を入れていると、重きを置いているいいますか、1次、2次、3次、この3次のところに大きな力点を置いているというところがこれまでの政策との違いかなというふうに思います。今農政が大きく変わるというところで、攻めの農業を国のほうでも推奨してございまして、これはいわゆる販売までできる、そういう農家、あるいはそういう団体の育成をしようという事業でございますので、ここのところをそういう販売する、みずからの力で販売できる、自分たちの農産物を、あるいはそれを加工して、その商品をみずからの力で売れるという、そういう団体の育成が必要だろうというふうに思ってございます。

# 議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。

5 番(赤塚英一君) 今課長のお話の中でございましたけれども、割とつくる部分に力点を置いてきた のかなと思っております。済みません。先ほどモクモクファーム、私滋賀県と言ってしまいましたけれど も、三重県でしたけれども、ここは訂正させてもらいますけれども、やっぱりあそこも最初はつくるの部 分に力点を置いていたのかなと思って見ていましたけれども、結果として販売の部分を拡大していく、これが非常に成功につながったのかなというふうに感じております。

ただ、いかんせんいろんな国の制度も、いろいろ見ていくと、経産省または農水省のほうでもいろんな 6次産業化だったり、農商工連携であったり、産業振興という形でいろんな施策を出していますけれども、 どうしてもさっき言ったとおり、1次から2次、2次から3次という1つの団体で完結しようっておかし いですけれども、そういう形で持っていこうという、その施策というのが一番に上に来ているような感じ するのです。ただ、やっぱりある程度大きい規模でできるのであれば、それはそれでいいのでしょうけれ ども、やはり遊佐町のような小さい自治体となってくると、なかなかそうはいかない。それは人口的なも のもあるでしょうし、財政的な規模もあるでしょうし、いろんな制約があるかと思うのですけれども、遊 佐町にとってどのようなやり方が一番合っているのかなということです。町長の思いもあるでしょうから、 その辺町長の思いも含めてご答弁願えればと思います。

#### 議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) まず、町としてつくるのに重点を置いてきたという反省も課長があるということでしたけれども、全体的に見れば、過去のやっぱり反省もしっかり見出す必要があろうと思っております。例えば昭和50年代初めはすばらしい農工一体という形で農畜連携、構造改善事業で山間部にかなり数カ所の養豚団地、畜産団地はできたのですけれども、なかなか米づくりプラスという形で全国規模にまで成長して、全国に発信して、町内ナンバーワンの企業もあるわけでございますけれども、全てがそのように成功した例ではないということもあるわけで、やっぱり事業の採算性等が伴わなければなかなか継続は難しい。

そして、実は昨年のふるさと会で言われたことは、出口戦略が下手だと言われました。つくるほうは本物をつくっているのだけれども、出口戦略が下手であるということを痛烈にご指摘をいただきました。情報の発信も、これ町がかかわらなければならない点でありましょうし、また交流等についても当然町もかかわっていかなければならない。それらを通してリサーチ・アンド・ウオッチというふうに施政方針演説で申し述べました。どういうものが売れるかということのリサーチとかを見れば、この地域のみならず、都会の視点もやっぱりしっかりリサーチしなければならないであろうと思っております。それらがきちっと組み合わさったときに初めて販売につなげられるというふうに思っておりますので、意外に町の果たすべき役割は大きいのかなというのは思っております。

ただ、非常に感じていることは、先日も特産品の審査会開催されました。それから、議会の中で特産品の結果報告会もまた9日ですか、予定されていますけれども、いろんな特産品、皆さんの努力で生み出されていますけれども、山1つぼこんとあった後にはやっぱり少し落ちるのだということ、パプリカ関連の製品、パプリカも含めて、それからカレーとかいろんな、そばとか、今度レトルトですか、むきそばという文化は余りほかにはないのだそうで、この辺のむきそばというレトルトという形も商品化されようとしていますけれども、要は幾ら本物であっても、時代のニーズというのでしょうか、すぐ食べれるとか、いろんなニーズに合わなければなかなか難しいであろうと思っています。

それから、これはチャレンジし続けないと、なかなか当たったものが生み出せない。チャレンジすれば すぐヒットするのだという形ではなくて、全国の自治体がもう競争ですから、それらについて常にやっぱ りチャレンジをし続ける、そういうところの継続性というのも非常に重要なのかなと思っています。それぞれの団体で非常に頑張って特産品も努力をしていただきましたし、うわ、すごいなというものもできてきているところでありますので、3月9日の特産品の報告会は、まず議会の皆様からもぜひともおいでをいただきたいなと、その努力をしっかり見て、評価をしていただきたいなと思っているところであります。まさに出口戦略。入り口と加工は意外に得意かもしれません。だけれども、売って初めて商品になるのだということ、視点を大切にしていかなければと思っています。

以上です。

- 議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。
- 5 番(赤塚英一君) 町長おっしゃるとおりなのです。やっぱり出口戦略。いろんなところで私もこの話しされます。非常にいいものをつくっているのです。いいものをつくっている。ただ、それがニーズに合っているかどうか、ニーズ、ウオンツというものをちゃんと把握して、それがニーズに合っているのかどうか。また、それをどのようにしてインフォメーション、外に出していって販売するか。その販売のためには、やっぱりある程度販売するためのノウハウもありますし、当然そのためにバックヤードとしてきちんと在庫を持っておくというか、一定量をきちんと出せるような状況もつくっておかなければならない。非常にいいものはいっぱいあるのだけれども、どうしても少量であって、必要なものが必要なときに必要なだけないということが間々あるのかなと、いろんな話を聞いていると、そうやって感じることがよくあるのです。特に先ほど町長の話にありましたいいもの、本物があると、ただその売り方が問題だと。

先日もちょっと私知り合いの方から言われました。例えば大根1本、この辺でいうと値段がどうかというのは私も余りそんなしょっちゅうスーパー行くわけではないのであれですけれども、仮に1本100円とします。この辺の人たちはやっぱり1本で買ってしまうのです、家族もいますし、いっぱい食べますから。当然売るほうも1本ままを売るのがいいと思ってやっぱり売ってしまうのです。それはそれで間違いではないはずなのです。ただ、これが都市部に行った場合、特に東京あたり。遊佐町でも遊佐ノ市でいろんな形で売っているかと思うのですけれども、同じ100円でも、例えば大根、長いまま半分にして、それを縦に半分にする、4分の1ですよね。4分の1でパックして、真空パックなりなんなりにして、1本100円とか150円で買うというのが非常に今、買うときも会社帰りにちょっとバッグに入れられる。米もそうなのだそうです。我々はやっぱり5キロ、10キロを担いで電車乗って帰るという発想はないそうなのです。みんな3合ぐらいの真空パックみたいなやつでいいのだそうです。ちょっと帰りに買ってかばんに入れる程度で。例えばそういう。

いいものはあるのだけれども、やはりこっちの感覚と、いわゆる消費地である都市部での感覚というのは全然違うと。そこをどのようにマッチングさせていくか、多分これが今重要なのかなと思うのです。その部分が非常に弱いものだから、今町長言うような出口戦略、売るという部分が非常に弱いと。要は消費者が何を望んでいるか、どういう形で望んでいるかというのがわからない。だからこそ、なかなか消費拡大に進まないという部分がいっぱいあるのかと思います。そういう意味で、例えばビジネスネットワークだったり、ブランド推進協議会であったり、創業支援センターだったり、この辺というのはそういうニーズだったり、どのような今消費どこにあるのかというのをここで起業される方たち、さらに6次産業だったりいろんな形で頑張りたいという方たちにきちんと情報を提供できるような状況になっていないのが一

番なのかなと私感じていますけれども、いろんな外部団体ありますけれども、その辺の位置づけというものをどのように考えているのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長(髙橋冠治君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

くしくもといいますか、赤塚議員からこのテーマでの通告を受ける前、2月でありましたけれども、毎月ブランド推進協議会で定例会議開いております。私は、その協議会の事務局長に当たっております。毎回挨拶をいたしているのですが、ちょうど2月の会議では6次産業の話題に触れました。どんなことを言ったかといいますと、来年度、6次産業づくり、6次産業の推進体制の検討をしていき、そして来年度、その検討をして、27年度にはその体制に持っていきたいと。そのための検討を産業課とブランドと企画課とその他関係団体、先ほどの町長のご答弁には生活クラブ生協、関係機関等々というお話ありましたけれども、その推進体制を構築していきたいものだなというお話をさせていただいておりました。

出口戦略の話、そして消費者、それから生産者との、あるいは都市部、農村部の関係、その感覚のマッチングの話ありましたけれども、遊佐ノ市を開催をして長きにわたっております。これは、いわゆるアンテナショップ的な形、都会地の、都会の消費者のニーズの把握というようなことも直接売り買いの中で販売の中で、それからアンケート調査もしながら、そのニーズを捉まえているところでございます。なかなかマッチングしていない部分につきましては、先ほど来議員からもご指摘あったとおり、その他もろもろの課題もございます。そしてまた、首都圏消費者との意見交換会も開催をして、ご意見などを賜っております。いわば先ほど来の話にありましたとおり、この体制という部分も含めて、決して縦割りとは言いませんが、1次、2次、3次、一定部分融合しているという取り組みの展開をしている中で、しかし一方で必ずしも一体化しているわけではございませんので、ブランド推進協議会事業、特におととしから取り組んでおります実践型雇用創造支援事業、これ厚労省の3力年委託事業でございます。これが来年度で終了するということもございますので、いわゆるホスト実践型事業、次なる受け皿を模索するという意味でも、冒頭に申し上げた形で6次産業化へステップアップするための検討をしていきたいものだなというふうに考えておりました。

以上です。

- 議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。
- 5 番(赤塚英一君) 非常にいいタイミングだったのかなという形で考えております。ぜひこれは進めていただければなと思っております。

その際ですけれども、いろんな形で分散するのではなくて、ある程度ワンストップではないですけれども、集約も考えていくのも一つの方法かなと思っていますし、先日あるテレビ番組で、これイタリア人の開発援助コンサルタント、NGO団体の代表でございます。ご紹介しますけれども、アルネスト・シローリという方の講演です。テレビでやっていまして、これ見たのですけれども、非常におもしろい方でして、失敗談なんかはぜひその番組、アーカイブで何か、これNHKですけれども、NHKのオンデマンドでもあるらしいので、機会があれば見ていただければと思うのですけれども、この方おっしゃっていました。この方のやってきた一つの中に、支援者、いわゆるこれコンゴでやったそうなのですけれども、直接企業云々とかではなくて、企業家に対していろんなアドバイスであったり、いろんな相談事を受けたり、例え

ば人材を紹介したり、いろんな形でネットワークの中心になるような方を育てる、これを一番最初にやって、その方がまちに出て、本当にカフェだとか飲み屋さんでいろんな方といろんな話ししながら、あなたはこういうことを考えていて、こういうことをしたいのだねと、それだったら、ではこの方を紹介しますよだとか、ではこういうふうにやったらどうなのですかとか、もっともっといわゆる愚痴みたいなところも聞いているというような話でした。

私は、創業支援センターもそうですし、ビジネスネットワークもそうですし、ブランド推進協議会もそうですし、そういう部分を担うのは、いわゆる団体の一番の肝になるのかなと私考えています。例えばこんなふうに、例えば自分のつくっている農産品をこういうふうに加工して、こうやって売りたいのだよという思いがあった人が相談しに行って、それを実現に向けていろんな形でネットワーク。例えば加工は、この商品を売りたいのだということがあっても、ただ加工をしたいのだと思っても、加工の技術がなければ、その方が自前でやらなければならない。でも、なかなか資金的にも無理だったりすると、ではその加工ができる業者さんを紹介しましょうよ、こういうところがありますから、紹介しますから、ぜひ話聞いてくださいと、加工まではできると。では、販売でどうやって売ったらいいのだろうかと。今こういう消費者ニーズがあるのだから、これだったらこういうふうに売ったらいいのではないですかとか、あくまでどうしたらいいのだというその人の悩みであったり不足している部分を探し出していろんなアドバイスするみたいな話をしていました。すごいなと思って見ていたのですけれども。

例えばそういう方をまず育てる。そういうノウハウを持っている方を、例えば雇う。その方のノウハウを次の世代のスタッフを育てるということでやっていく。それが結果として6次産業の核になって、いろんな情報が入ってきて、それをアウトプットして産業振興にするという形がこれから求められるのではないかなと思うのですけれども、この辺町長どのように考えられているか、少しお伺いします。

#### 議 長(髙橋冠治君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

ただいまのお話ありましたそのテレビ番組、私もたまたま偶然、大変楽しくといいますか、拝見させていただきました。たしかアフリカに農業を進めようと、大変失敗する話ですけれども。例えば今お話のキーマンといいますか、1次産業から3次産業を結びつける人というのは極めて重要な位置にあるのかなと。例えば先ほど申しましたとおり、つくるほうは大変得意です。我々産業課としては、つくるほうは、これは自信を持って紹介できます。加工もある程度できます。ただ、先ほど町長からもお話ありましたとおり、出口戦略が極めて下手であると。そういった消費者のニーズを的確に捉えて的確に販売していくと、これ大変弱いということは先ほども申し上げましたが、実は今こちらのほうに何人か会社を既にやめられた方、いわゆる定年退職も含めてやめられた方で、かなり流通業界におられた方、遊佐町のために何かできないかということで、公式にではありませんが、お話を受けている方がいらっしゃいます。今でしたら、ある企業のトップですとか、そういった、あるいは銀行ですとかとつながりもまだあるし、何か役に立つ方法はないかと、あるいは農産物の流通に長く携わってきた方で、例えば東京では、あるいは大阪ではこういったニーズがあるので、そういった遊佐町の農産物を集めて、そういう販売のほうに生かしていきたいというふうなお話も伺ってございますので、ただいま企画課のほうから来年度、再来年度に向けて6次産業化の体制づくりという中にあっては、こういった方々のノウハウといいますか、人材を生かせるような形

でもしできればなということでこれから調整に入るのだと思いますので、その辺のことを新しい体制の中で十分生かせるようにしていきたいなというふうに思ってございます。

おっしゃるとおり、極めてこれは重要な問題かなと、今までの特にこの産業課サイドで言わせてもらいますと、つくるほうに力点を置いていた、それはそれで重要なことなのですけれども、それをいかにして売っていくかというところの多分キーになる人だと思いますので、そういう体制の中にぜひ取り込んでいただければなということで調整を図っていただきたいなというふうに思ってございます。

### 議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 私先ほどの答弁で出口戦略の話ししましたけれども、新商品に関してはという形のことに限らせて、下手である、苦手であるということを話しさせてもらったのです。実は四十数年前、我が町では生活クラブ生協とをつなげた先人たちがいらっしゃって、それが40年以上開発米部会として国の環境保全型農業の、実は25年度の大賞をいただいたというニュースがありました。先日入ってきました。ということを考えますときに、あの時代に生活クラブとこんな強固な、それからずっと営々と築き上げてきた米の販売の出口戦略については、先人が大きな力を発揮してこの町の礎をつくってくれたことに関しては、私は大いに評価をし、これはやっぱりすばらしい出口戦略、きずなをつないでいただいたということには一面感謝しなければならない点もあるということをこの出口戦略に関連して申し添えさせていただきます。

以上です。

#### 議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。

5 番(赤塚英一君) 今の町長からもありました開発米、これはもうとてつもない成功例、遊佐町にとっては6次産業化ではないですけれども、いわゆる販売部分までトータルで考えたときの、それは非常に一番の成功例だと思うのですけれども、どうもそれが生かされていないというか、その経験がどうも生かされていない部分がいっぱいあるのかなというふうに常々感じていたので、今回こういう形でさせてもらいました。

これやっぱり中心になるところをうまいぐあいに、中心というのは中心的に動くのではなくて、いわゆるハブとしての中心になるような部分があれば、もっともっと自由度がふえてくる、のりしろがふえてくることで、いろんな形でいろんなことができるのかなと思っています。どうしてもやっぱり行政の場合は、法律だとか、制度だとか、いろんなものに縛られていますので、まして公平公正だとか、皆さんに同じようにという部分がやっぱりいっぱいあると思うので。ただ、やっぱりこういう産業振興、特に企業支援みたいなところとなってくると、個別ニーズというのは全然違うと思うのです。そこを自由に組み合わせる、自由に動けるような状況にするというところで、一つとしてこの団体をどのようにこれから発展させていくかというのが重要なのかなと思っています。

そこは、当然遊佐町にとっては商工会もございます。いろんなところも、そういう団体、公共団体がございますので、そういうところと連携も重要だと思います。だから、そういうところと連携できる人物もやっぱり育てなければならない。非常に深い専門性というよりも、いろんな方を知っているという方をやっぱり探してつくらなければならないという部分もあるかと思うので、この辺人材育成というところが非常に厳しいと思うのですけれども、この辺もう少し、せっかくある組織でございます。ここをどのように

生かしていくかというのを考えてもらいたいなと思っています。

こういう産業振興だとか支援策というのをいろんな話見ていきますと、大体言われるのが、自治体の協力は欠かせないけれども、自治体が主体者となってやると失敗するという。だからこそ、外部団体ではないですけれども、こういう団体が必要なのかなと私思っています。この辺いろんな形でその連携の方法を考えていっていただきたいなと思っております。この件に関しては、自治体というか行政の一番いいところは金は出すけれども口出さないというところが一番だと思うのです。口の悪い言い方、これはうちの職員方ではないですよ。日本国内全般的にということで話しさせてもらいますけれども、行政マン、公務員はできるだけ仕事はしたくないというところがあるので、金は出すけれども口は出さないと、結果だけ、いい報告だけしてもらえればいいなというところあるかと思うのですけれども、悪くとれば仕事したくないという部分なのでしょうけれども、よくとれば非常にいいやり方だと思うのです。ただ、ほったらかしにもできないものですから、ではそこをうまいぐあいに連携させる。ネットワークではないですけれども、コーディネートしていく人材をつくらなければならないと思ってこの話しさせていただきました。

さらにもう一つ、先ほどからやっぱり出口戦略、新商品もそうですし、それ以外のこれまでの従来のものもそうなのですけれども、米はクラブ生協さんとのおつき合いで、これはもう成功だと思います。ここは置いておいての世界なのでしょうけれども、消費者をどこまで意識しているのかなというのが非常に疑問なところもございます。先ほどの話ではないですけれども、やっぱりいろんな方、そういう流通にかかわっている方のお話聞くと、さっきの大根の話ではないですけれども、変な言い方ですけれども、安くてでかければいいみたいな、安くて量がいっぱいある、またはでかいというのがいいという感覚ってまだ残っている部分がいっぱいあると。さっきの話ではないですけれども、やっぱり消費者ニーズがどうなのか。大根1本が1本のまま売れば100円ですけれども、4分の1にして150円ずつ売れば600円で売れると。その辺の発想の転換、これが重要だと思うのですけれども、この辺もいろいろ調査だったり、そういう部分では非常に弱いと思うのですけれども、この辺の強化するべきだと思うのです。市場調査とかニーズ調査、この辺どのように考えているでしょうか。

#### 議 長(髙橋冠治君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

産業課サイド、生産者のサイドから言わせていただきますと、生産者みずからが売りに行ってアンテナショップ的なやり方、26年度は25年度のまるごと遊佐産フェアの開催をさらに回数を倍ぐらいにふやして、生産者みずからが行ってその反応を調べてくるということを企画はしてございます。いろいろ生産者のそういった生産者みずからのノウハウというのはここででき上がってくるのですが、それをどうやって生かすかというのが今度問題になってくるわけですから、そういったことをちゃんと生かせるような事業に結びつけていきたいなというふうに思ってございます。おっしゃったとおり、その調査についてはこれからも力を入れて、生産者みずから売るような体制をつくっていきたいなというふうに思ってございます。

## 議 長(髙橋冠治君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

これ遊佐ノ市の事業を展開しての今年度の総括というものからでございますが、先ほど申し上げました 首都圏消費者との意見交換会の中では、ただ売るのではなく、商売としてしっかりと成り立つ事業にもっ と充実図っていってもらいたいものだと。目標年間の売上額を持ってやっておるわけですが、なかなかその目標に達しないと、売り上げにつながらないという部分がございます。そのためには、具体的に目玉商品を毎月どう用意していくか、ポップ、陳列の仕方が例えば値札の見やすさだとか、商品を傷つけないための雨対策だとか、そういったところも課題として上がってきておりますし、何はともあれこの事業につきましては豊島区との地域間交流を出発として起こったものでございまして、いわば交流、販売という域を出ないわけでございます。そのある意味メリットといいますか、そういったところを捉まえて、やはり生産者がしっかりとその現場に顔を出して、新鮮な野菜、農産物、商品を売るというにとどまらず、やっぱり安全、安心というようなところを訴え、そして遊佐のよさ、遊佐町そのものを売るといったところに意識をして販売につなげていきたいものだなというふうな話等々が出ております。来年度につきましては、これまでの3カ所の販売地にとどまらず、また新たな消費地、具体的には上池袋への進出というようなことで、またそこでの消費動向をしっかりと調査等していきたいなというふうに考えております。

議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。

以上です。

5 番(赤塚英一君) 大分時間も少なくなってきましたのですけれども、遊佐ノ市、これ池袋、豊島区 との交流から始まって、非常に好評をいただいているという話伺っています。豊島区さんのほうでも、わ あ、これはすばらしいことだ、いいことであるということはお話伺っています。例えば今の答弁でありま した生産者の顔の見える安心、安全なものということでの提供、またそれに対してどのようなニーズがあ るのかという、調査としては非常に重要で、これはもうこれからもずっと継続してもらわなければならな い部分だと思うのですけれども、いかんせんやっぱりイベントなのですよね。イベントでの販売と。イベ ントでの販売と日々の消費という部分でのニーズというのは若干違うのかなと。私も学校を卒業してそう いう世界にいましたので、イベントで売れるものと日々売れるものというのは微妙に違うというのを肌で 感じました。だから、そのイベントでのニーズ、ウオンツの調査、また消費者の要望だったり、何を求め ているかというところを調査するというのは非常に重要なのですけれども、さらにもう一歩踏み込んで日 々消費地ではどのような消費動向があるのか、こういうところを常にやっぱり確認していることが重要な のかなと私感じております。そこがあって、そのノウハウというか、データが蓄積されると、そこに蓄積 された場所に例えば私はこういうのをやりたいのだという方が行く。相談に乗ってもらえる。その相談も 当然ですけれども、秘密の厳守、プライベートを守るというこの2点は重要なのですけれども、さらにそ こから踏み出して、例えばプランニングの部分や企画、プランニングの部分であったり、アドバイザーと いう部分であったり、さらにデータベースとしての役割、コーディネーターとしての役割、こういうのが 多面的にとても重要になってくると。これができる組織を1つしっかりしたものをつくっておけば、それ でそこにしっかりしたスタッフがいて、きちんとした形でいろんなところに情報とれるようなネットワー クを張りめぐらせて、それがいい形で形づくられる、結果としてそれが雇用につながったり、所得の向上 につながったりと。遊佐町の場合は、やはり一番は基幹産業は農業ですから、農業を中心としたいわゆる 6次産業化をどのように発展させていくか、これがやっぱりこれからしっかり考えていかなければならな いところだと思います。非常に大変だなと思いますし、我々は言うだけの部分がいっぱいあるので、非常 にお願いする部分がたくさんあるのですけれども、こういうところをしっかりやっていってもらえば、そ

の町長が提唱するいわゆる働き場、若者、にぎわいの創出という、働き場の部分がしっかりできてくれば 当然ほかに働きに行く必要なくなりますから、若い方が学校を卒業して地元に残っていただける可能性は 高くなる。高くなれば、いわゆる人口減少に歯どめがかかる。当然高齢化であったり、そういう部分への 波及効果というのも出てくるでしょうし、やっぱり人がふえれば税収もふえますし、企業が潤ってくれば そういう部分でも税収がふえると。これが結果としてよくなると。ただ、今は遊佐町の話ししていますけ れども、私これ多分遊佐町だけでどうこうできる問題ではないとは思っています。広域で、例えば庄内だったり、隣のにかほ市さんだったり、県であったり、本来であれば県のあたりがしっかりやってもらえば 一番いいのでしょうけれども、県のほうでも6次産業化ガイドブックなんて昨年出していますので、こう いうのを見てもしっかりやっぱりやっているようなので、さらにそこから一歩踏み出した形で、例えば遊 佐モデルみたいなのをつくって、それを逆にビジネスモデルとして売り出していくというのも重要なのか なと思っていますので、ぜひこの辺頑張っていただきたいと思うのですけれども、今までの議論を聞いて 町長のほうどのようにお考えか。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 遊佐町のという形の議論から広域的にというお話もありまして、大変ありがたく思います。JA庄内みどりに関しましては、酒田市と庄内北部でJA庄内みどり管内という形ありますので、どちらかというとこれまではやっぱり遊佐が、遊佐がという形で進めてきたものを、できれば酒田と力を合わせるという広域的な視点も非常に重要なことかなと思っています。そして、民間の力をおかりするという形でいけば、酒田にある企業等の力もかりていろんな発信もお願いするということ。特に今金俣そばという形を乾麺は酒田の業者がやっていただいてという話もありますし、また広域的にという視点からすれば、働き場の確保についてもやっぱり遊佐の人が遊佐だけで就職成り立っているわけではないわけですから、酒田にお勤めに出る方はいっぱいいらっしゃるわけですから、それらも広く見ていかなければならないと思っています。ただ、うれしいことは、起業、創業という形でいくと事業者としてユリの生産、販売なさっている事業者も我が町にいらっしゃいますけれども、聞くところによりますと庄内みどりの花卉部会のほぼ半分の額を産出していらっしゃる方も我が町から出ているという話も伺います。やっぱり第二のそのような起業家、そして人を雇いながらでも農業を企業としてやっていただく方への支援等も含めて考えていかなければならないと思っています。やっぱり生き生きしてし合う、そういうことが町にとっては非常にありがたいと思いますし、さらなる支援体制、まさに議論を重ねて整えてまいりたいと、このように思います。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 5番、赤塚英一議員。

5 番(赤塚英一君) ぜひお願いしたいと思います。もう30年前、40年前と違って時間的な距離は大分縮まっています。酒田だってもう普通に通常生活するエリアですし、消費地である東京も非常に近くなってきています。これから高速が完全に整備されて、県境も整備されてきちんとなってくれば、これが消費地が大阪を中心とした関西圏であったり、名古屋中心とした東海圏、さらにはその先の九州だって消費地として捉えることができるかと思っています。ただ、なかなかやっぱり今言ったとおり遊佐単独でどうこうという部分ではないと思います。これはもう広域的な話になってくると思います。この辺はぜひ町長か

ら音頭をとってもらいながら、この地域が全体的によくなれば遊佐町だって当然よくなるわけですから、 ぜひこれは今後ともこれからもいろんな形で議論させてもらいますので、よろしくお願いしまして、昼ま たぎにならない議論終了できたこと感謝申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。

議 長(髙橋冠治君) これにて5番、赤塚英一議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時57分)

休憩

議 長(髙橋冠治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後1時)

議 長(髙橋冠治君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) それでは、一般質問を行います。

介護保険の見直しに関連して伺います。今議会も抗がん剤治療の真っ最中のため、体調と相談しながら 議会活動になることをお許しいただきたいと思います。そのため、一般質問も介護保険の見直し関連に絞って行います。

ご存じのように、2015年度から第6期介護保険事業計画に入ります。新年度は、そのための計画策定に 取りかかると思います。第6期の事業計画の策定では、2025年を見通して介護事業、在宅医療、認知症対 策、高齢者住宅などの推計、計画を盛り込むなど、従来と同じようにはできない多くの課題があるのでは ないでしょうか。介護保険が施行されて14年目を迎えます。この間毎期ごとの保険料の値上げ初め、要支 援の導入と給付の削減、介護報酬の引き下げ、ヘルパーの基準時間の短縮などなど、たび重なる改悪で、 今の介護保険制度は介護の社会化、利用者本位などという当初のスローガンとはほど遠い状態になってい ます。加えて、一昨年来社会保障と税の一体改革8法と社会保障制度改革推進法の制定、社会保障制度改 革国民会議が報告書を発表、さらに持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、 いわゆる改革プログラム法の制定、そして昨年12月20日には社会保障審議会介護保険部会が介護保険制度 の見直しに関する意見を発表するなど、介護保険制度改悪の方策が矢継ぎ早に打ち出されました。その主 なものは、第1に要介護認定者の3分の1近くを占める要支援1と2の訪問介護と通所介護から外して自 治体が行う地域支援事業に移し、2017年度まで全市町村で実施することです。第2に、要介護1と2の人 は特別養護老人ホームに基本的に入所できなくすることです。第3は、一定の所得のある人の利用料を2 割にすることです。第4は、住民税非課税の低所得者でも配偶者が課税の場合は施設の食費、部屋代への 補助を打ち切ることです。以上が直接介護保険にかかわるものですが、一連の改悪で示された方策はこれ だけではありません。昨年8月28日付で厚生労働省から出された「地域包括システムの構築に向けて」が あります。これは、主に社会保障制度改革国民会議の報告書に基づいて方策が示されていますが、地域包 括ケアについての理念は既に2012年4月から施行された介護保険法第5条3項に盛り込まれています。厚 労省が示した地域包括システム計画の位置づけ、各種の取り組みを進めていくべきである。将来的には、 介護保険事業計画と医療計画とが一体的な地域医療包括ケア計画とも言い得るほどに連携密度を高めてい くべきであるとなっています。医療と介護の連携と地域包括システムというネットワークの構築のところでは、地域包括ケアの実現のためには地域包括支援センターの役割が大きい、かかりつけ医機能を担う地域医師会等の協力を得つつ、在宅医療と介護の連携を推進することも重要である、これまで取り組んできた在宅医療連携拠点事業について地域包括推進事業として制度化し、地域包括支援センターや地域医師会等が業務を実施することとすべきであるとなっています。さらに、地域ケア会議を包括支援センターが主に担うことも提起されています。厚労省の「向けて」によれば、地域包括システムとは医療、介護、予防、住まい、生活支援が確保された体制、継続的で包括的なネットワークとなっており、その中心は12年4月施行の介護保険法でうたわれた24時間対応の定期巡回、随時対応サービスと複合サービスとなっています。今国が進めようとしている介護保険の方策と地域包括ケアシステムの概要を一気に申し上げました。そこにうたわれていることは、国の公的責任を放棄し、公的支出を削減して高齢者同士が地域で支え合えという自助、互助の方向であります。これが実行されたら、介護難民が続出することは目に見えているのではないでしょうか。私は、こんな改悪は許されないと思いますが、最初に個別的課題についてお聞きをし、最後に全体に対する所見を伺います。

1つは、最低でも新たな要支援者は町が行う地域支援事業、新総合事業で訪問介護と通所介護を実施することになります。しかも事業者への報酬は現行報酬以下、利用料は要介護の負担割合を下回らない、限度額管理利用を制限するなどを行って、将来的には1,670億円削減すると言っていますが、町では要介護への訪問と通所介護をどう実施しようとしていくのか伺います。

2つ目に、特別養護老人ホームから追い出されたり、締め出された場合の要介護 1 と 2 の人への対応、 住まいの確保などはどう対応しようと考えているのか伺います。

3つ目に、地域包括支援センターが最初で述べたような役割を求められていますが、現実に可能でしょうか、所見を伺います。

最後に、町長の方策全体に対する所見を伺います。前段で述べた改悪の方策は最終決定ではありません。今開会中の通常国会に法案が提出される予定であります。そこで、町長は改悪の方策全体についてどう見ているのか伺うとともに、これでは介護が受けられなくなるという町民の声を受けとめ、国に中止を求める意見を上げるべきと思いますが、どうでしょうか。あわせて、真に介護保険制度を持続させる保障は国の財政負担を介護保険発足以前の50%に戻すことだと考えますが、この点についても所見を伺って1回目の質問を終了いたします。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 13番、伊藤マツ子議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

平成27年度から予定されている介護保険の見直しに関連しての質問でありました。法案が現在国会で審議中、そして確定したわけではありませんので、あくまでも想定の質問という形でしかお答えできないところ、そしてわかっている範囲内しかお答えできないということをご理解をいただきたいと思っております。

まず、遊佐町の現状を申し上げますと、ことし1月末に65歳以上の1号被保険者5,159人のうち認定を受けている割合は1,031人、およそ20%となっており、高齢者の5人に1人が介護を必要とする状態となっております。また、介護認定者1,031名のうち要支援認定者は24.8%を占め、およそ4人に1人が要介護

とならない軽度の要支援認定者ということになっております。このような傾向は高齢化率が高いほど顕著 にあらわれると思われますが、全国的にも同様なことが言われていると思われます。国では、今後2025年 に向けて75歳以上の高齢者が急増するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、できる限 り住みなれた地域で暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築と、低所得者の保険料の軽減の拡大や給付 の重点、効率化を一体的に行う制度として改正を予定すると伺っております。要支援者が受給する予防給 付の特に訪問介護と通所介護については、高齢者のさまざまな生活支援のニーズや社会参加のニーズに応 えていくため、多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的、効率的なサービスが提供できるよう平 成29年度まで段階的に市町村が行う地域支援事業に移行するというものであります。新制度となりまして も介護保険制度内のサービスには変わりはないと伺っております。また、財政構造も変わらず、国負担が 25%、県と町負担はそれぞれ12.5%となっております。改正後は、各市町村で独自の事業を展開できるた め、現在サービスを行っている介護事業者に加え、地域住民が運営する事業者でもより身近なサービス提 供が可能となるとのことであります。さらに、住民運営の場合はサービス単価、報酬及び利用者負担まで 低く設定することができるとされ、このため地域内の元気高齢者が要支援者を見守り、支え合う体制も可 能ということであります。例えばシルバー人材センターや集落の老人クラブまでもが介護予防や生活支援 の担い手となり得るもので、市町村は地域の実情を踏まえてその体制を平成29年度まで整備していくこと となっております。議員がおっしゃる事業所への報酬が現行報酬以下、利用料は要介護の負担割合を下回 らない、限度額管理利用の制限するということについては、現行のサービス事業所には当てはまらず、そ れ以外のサービス提供事業者に関することであると認識をしております。町としても改正後の制度内容を 十分検討し、遊佐町に合った独自サービスについて第6期の介護事業計画期間中に鋭意協議、検討してい くつもりであります。

2点目の特別養護老人ホームから追い出されたり、締め出されたりの場合の要介護 1、2の人への対応についてでありますが、国では全くそのようなことは考えておりませんので、ご安心を願いたいと思っております。制度改正の内容としましては、在宅生活が困難である中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとしております。これまでも施設では要介護 4、5の重度の方々を優先して入所させています。1月の申し込み状況を見ても、町内では130名の待機者がおり、要介護 4、5が55名、要介護 1、2が51名を占めております。制度の経過措置として、現在入所中の要介護 1、2の方々は退所する必要もありませんし、やむを得ない事情によっては今後も新たに入所が可能となっております。制度改正後は、要介護 1、2の方は新しく入所申し込みができなくなるおそれでもあるのではないかと考えられますが、在宅でも十分生活できるようこれまでどおり住宅改修支援員や在宅サービスの充実に努めてまいる予定であります。

3点目の地域包括支援センターの役割についてでありますが、現在日常生活圏域に1つの地域包括センターを設置することとなっていますことから、遊佐町には1つの地域包括支援センターしかありませんが、高齢化の進展と相談件数の増加に伴い、現行の体制で対応し切れていない現状があります。今後も高齢者の総合相談窓口としての機能していくために、さらにもう一カ所設置するなど、今後の検討が必要となっております。

最後に、国の負担を介護保険発足前の50%にするなど、国に対しての意見ということですが、全体的に

見れば国のほうでも社会保障と税の一体改革を推進することで消費増税分の1.5兆円を医療、介護に向けることとしています。加えて、介護保険料の軽減割合を拡大するなど、低所得者対策もあわせて実施することとしていますので、まずは国民一人一人の代表である国会での議員の介護や医療に関する議論を待ちたいと思っております。そして、我が町では、町民一人一人がしっかりと介護や医療を受けなくても済むことができるように、元気で長生きできる政策実現に町としてできる範囲内で努力をして続けてまいりたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 私と町長との間には認識の違いがあるなと思って聞いておりました。私は、地域包括ケアシステムの構築に向けてだとか、あるいは介護保険制度の見直しに関する意見、これは社会保障審議会介護保険部会が発表しておりますが、これらを見て総じてそういう方向になるというふうなお話を申し上げましたので、その辺の認識はどこから来るのかちょっと私にはわかりませんけれども、それはそれとして、これから再質問を行いたいと思います。

まず、これまで特別養護老人ホームに入所をする人については、世帯分離をされることによって入所者 がいわゆる負担の低減がありますね。これらは補足給付などで補足されてきた面もありますけれども、こ れまで私はこういう話を前に一度お話ししたことがあるかもしれませんけれども、実はそういう実態を知 らなくて、そして介護保険施設、特別養護老人ホームに入っている親の負担を支払うことができなくて、 これは課税世帯でありますけれども、その子供が金融機関からお金を借りて支払いをしてきたという相談 があったことが以前ありました。そのことについては、いや、これはこういう状況になっているから、負 担が生活保護世帯と同じような場合の負担割合になることもあり得るので、負担の軽減につながっていく ので、そういうふうなことをきちっとやったほうがいいというふうな話を申し上げたことがありました。 そういうこともありますけれども、そういうふうないわゆる特別養護老人ホームなどへの負担については、 課税世帯であれば先ほど申し上げましたように介護保険での補足給付はやめると。やめて、それで課税世 帯であれば一般同様の負担を強いられると。これは、課税世帯というのはそれぞれの家庭によって状況が ありますけれども、でも年金が60歳からもらった人であれば多分四、五十万円の年金ですよね、その中で 多少、例えば奥さんがいわゆる療養から施設に変わっていった場合など、医療も介護もお金の負担が大変 多くなっていますので、その支払い分を得るために75過ぎても土木作業員として働いているという事例も ありますので、大変な状況が進んでいるというふうな認識を私は持っております。介護保険事業が始まる ときに、いつでも、どこでも、誰もが介護保険制度で介護で大変な状況にある人たちを救うということが 介護保険制度実施のうたい文句でありましたけれども、ところが今回の見直しは自助、共助とちゃんと書 いてあるのです。自助、共助を基本とされており、制度実施のときにはマンパワーの確保ということで、 例えばホームヘルパーの2級の人をふやすということをずっと続けてきましたよね。そのことが登録ヘル パーの拡大につながっているのだろうなというふうにして私は思います。この登録ヘルパーがいることに よって事業が成り立つ、そしてその登録ヘルパーの家庭への訪問ヘルパーとして進められてきたことはも う紛れもない事実でありますので、要支援1と2は市町村事業としてこれから介護保険から外すというも のでありますが、要支援は制度発足当初はなかったのです。これは、制度の見直しで要介護 1 などの人に

ついては30%を削減するとして、そして制度を見直して要支援1、2ができたという経緯があるのですが、それもぶち壊して、今度はまた安上がり制度として要支援1、2を外すと。これは、介護制度が見直し、見直し、見直しで何度も繰り返されてきておりましたが、これは市町村あるいは事業所、住民に対しての不安を続出するあるいは事業所や市町村はもうせっぱ詰まったところで改正がなされておりますので、大変な事態の中で事業を進めてきたというふうな経緯がありますけれども、地域支援事業についてはボランティアで肩がわりしていくというものになっておりますが、ボランティアで訪問介護は私はできないだろうなというふうにして思います。ホームヘルパーは、いろいろなことをしながら、要支援者の状況の変化を察知をしながら仕事をしているというふうにして認識をしておりますし、そういう現場に、たまたまですけれども、いわゆるいろんな相談の中で立ち入ったこともありますが、忙しい仕事、作業をしながら事細かな本人の体調のチェックをしているという、見逃さないようにしているというふうなことがあるようです。そこまでボランティアでは責任が持てないと思いますが、NPOでもよろしいわけですけれども、どうやってボランティアの人を支えて、ボランティアの人の人数をふやして、ボランティアの人をどうやって町として支えていくのかということを1点お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、要支援 1、 2の人に対する通所介護、訪問介護が介護保険サービスから外されれば、初期の認知症の人の支援が大幅に切り下げられて、家族がいれば家族の負担が一層深刻になり、重度化に加速をしかねないのではないかと、ましてひとり暮らしの人の初期の認知症の人にもボランティアができるのかどうか、要支援外しは早期発見、早期対応という認知症ケアの原則に反しており、重度化を早めていくのではないかということを 2 点目にお尋ねいたします。

いろいろありますけれども、とりあえず2問目にもう一点お聞きをしますが、介護事業のいわゆるホームへルパーのことですが、高齢者の生活全体を支えながら病状を把握し、精神的サポートも行っていると、生活援助をばらばらに解体をし、ボランティアによる洗濯の手伝い、民間企業による、ボランティアで遊佐町は宅配弁当は多少しておりますけれども、宅配弁当に置きかえていく考えがあるわけでありますが、要支援者の人はヘルパーは要らないという姿勢が国の制度としては透けて見えると、通所介護も事業所も介護や看護の専門職員を扱ってきた部分もありますので、それらをボランティアで介護予防教室やサロンなどに取りかえていく考え方があります。既存の事業所は、今までのサービス提供ができなくなります。そのことによって要支援者の介護サービス外しは事業所の閉鎖や賃下げなどにもつながり、あるいは働く人の解雇にもつながっていくのではないかと私は危惧をしておりますが、どう考えているか、まずこの3点について再質問の中で伺いたいと思います。町長が先ほど内容的にはまだ見えない部分もあるというふうにして言われましたけれども、でも基本的な路線はこういう路線になっていると、細かいことは当然これからでありますけれども、もうでもその準備をしなければいけない時期に来ているはずですよね。そういうこともありますので、とりあえずこの3点について伺います。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) まず、全体的な答弁をさせていただきたいと思っております。

介護保険始まる前から私もこの保険について勉強させていただいて、賛同した一人でございます。介護 施設、施設介護ではなかなか大変であろうと、そしてやっぱり介護保険を導入することによって在宅介護 への道を大きく広げていきましょうという形が理念としてこの介護保険会計は始まったと認識をしており

ます。私は、自分の母親を早くに倒しまして、そしてその介護保険がない時分から施設介護にお世話にな った、措置という制度の時代にお世話になった関係経験していますときに、介護というのはいつ終えるか わからない戦争でありました、毎日が。それらを経験したときに、介護で受益と負担の公平が図られるの であればそんなすばらしい制度はないのではないかと思っていたところでありました。確かにかつては措 置とは言いながら基準以外は全部家族の負担でありましたので、かなりの額を毎月毎月負担していたとい う記憶もありますけれども、一方で現在の介護保険におきましても軽減措置というのは確実に存在してい るわけでありますので、決して軽減措置がまだまだ足りないという議論はまだできるのでしょうけれども、 それらの制度が否定的な考えは私は持ち合わせておりません。そして、先ほど130名の方が待機者でおら れたという報告、一般質問お答えをさせていただきました。実は吹浦のにしだてという小規模の地域密着 型がオープン予定と伺い、厚生会の役員の方からこんなお話をしたところがあります。「いや、じゃどう ぞうちに来ていただいていいですよという呼びかけをしました」と、待機者に対して。ところが、およそ 半分以上の方から「まだいいです」というようなお断りをいただいたという話も施設側のお話としてはい ただいておりました。まさに負担になかなか耐え切れないと、家族として、ということもあるやに伺って おりますので、必ず施設が整えばそれについて施設が待機待ちの順、上の人から順々、順々きれいに入所 という形はなくて、それは家族なりご本人の選択の中で入るということですから、所得的なもの等の負担 的なものの問題もそれはあるのかもしれませんけれども、しっかりとそういうサービスを受けられる状況 までまた町内に新しい施設が民間の福祉協議会、厚生会から準備していただく、大変ありがたいと思いま す。ただ、訪問介護について、まさにヘルパーの皆さんからしっかり支えていただいているということも 紛れもない事実でありますし、実は訪問介護、ヘルパー事業については今非常に過当競争が始まっている という現状であります。決してヘルプ事業をしていれば利益が上がるという制度ではなかなか福祉でも考 えられない場合も来ておりますので、それらもしっかり社会福祉協議会等のヘルパーの事業についても町 としては支援をしていきたいなと思っているところであります。それら考えますときに、施設はそんな割 ではなくてよかったというかつての参酌標準というのがありましたけれども、どうも今望まれるのはやっ ぱりみんな施設で見てもらいたいと。親が年いったら介護は、子供からもお世話になりたくないという方 もいるかもしれませんけれども、どうも全般的な社会のあり方としてもう親の介護は、親の介護と子育て と比重的にいけば子育て精いっぱいだから、親の介護はなるべく施設でお願いしたいという方がふえてい るという事実で待機者がいっぱい出ているかもしれないというような認識であります。改正、国としても 1.5兆円、今毎年1兆円ふえると言われております、社会保障の分。ですから、民主党政権時代に社会保障 と税の一体化という改革の中で3党が合意をして今の状況、消費税のプラス3%がなったわけですし、そ れらは全て社会保障費に充てましょうやという、スタート台がそこのスタートでありますので、それらで 国によっても社会保障に決して力が抜けているという方向ではないと思っております。そして、ますます 町としての社会保障制度、健康福祉とあわせてどのようなまち独自の施策がこれから準備できるかが実際 としての実は真価を問われる時代に来ていると、このように思っているところであります。国民健康保険 が平成30年には県一本化、都道府県一本化という方向もありますけれども、それだって結局は徴収等は全 て市町村という形にならざるを得ない状況でありましょうし、それについても介護保険制度についてもい ずれはそのような大きなくくりの中で山形県内で住む人間が同じ県内で、同じ料金で、同じサービスを受 けられるということ自体の方向へ目指すというのは、私は必然的な方向ではないかと、国保の統合と同じような視点があるのではないかと思っておりますけれども、町としてこれから財政のこともしっかり見据えながら、それらを制度として先んじて整えていくというつもりで頑張っているところであります。

以上であります。残余は課長に答弁させます。

議 長(髙橋冠治君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 少し補足ということでお答えさせていただきます。

ご案内のように、今回の制度につきましては高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らせるようというようなことが大前提になっております。さらに、地域支援事業の充実ということで、在宅医療と介護の連携強化ということがうたわれております。在宅医療については、病院完結型の医療から地域完結型の医療を目指すというようなことでございまして、介護サービスなどの充実だけでなく、急性期医療から......

(「そこはちゃんと調べてきたので」の声あり)

健康福祉課長(本間康弘君) はい。

(「把握しましたんで」の声あり)

健康福祉課長(本間康弘君) はい。

(「私の質問に対してお答えをもらえますか」の声あり)

健康福祉課長(本間康弘君) はい。そのようなことで、在宅医療、介護連携が必要であるというような 前提でございます。

ボランティア、ホームヘルパーのお話がありました。生活支援サービスの充実ということになろうかと思います。これについても地域での生活を継続するため、それらの高齢者の多様なニーズに応えていくということが必要だということでありまして、国の制度との考え方としてはボランティア、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人の多様な主体によるいろいろな生活支援のサービスを提供するよう地域づくりを市町村が進めていくということでございました。これで、町としては、現在新たな事業所となられるNPO法人そのものはありませんが、今後の考え方としましては地域の老人クラブや婦人会などが事業主体となってサービスの提供をすることは実施可能だということを思いますので、これらのほうに重点を置いていきたいというふうに思っております。

それから、訪問介護、通所介護、要支援1、2の通所からできなくなるのではないかというようなご質問でございました。訪問介護、通所介護に限ってのことについては、現在全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護について既存の介護事業所による既存のサービスに加えてさまざまなサービスがいろいろな事業主体により提供され、利用者がサービスを選択可能になるというふうに方向づけをしているようでございます。町としては、通所サービスやヘルパーについて要支援1、2の方も利用できる状況にあると思っております。サービスの内容は変わりません。言葉的に財務的な支出についてこれまでの介護保険給付費というものから地域支援事業費に名前が変わるということをこちらとしては認識しております。

それから、そういうことによりまして、事業所等の給与の値下げとか人員不足というようなことがあるのではというようなお話でございましたけれども、現在で県指定の事業所は介護報酬単価が国で決められていますので、地域のボランティアなどが事業所として活動する場合はそれに見合った価格を設定するの

かと思います。その場合の一部負担も恐らく安くなると、利用できるというようなことが思われます。 以上です。

### 議 長(髙橋冠治君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) これ3回目の質問に入りますが、まず町長の答弁の中で、いわゆる消費税について、消費税の増税は社会保障に充てるのだというふうなお話がありました。それは、最初は確かにそのとおりだったのです。でも、今最近の話だと、消費税の増税をしても社会福祉に入れるお金は、最初のころは5,000億円という話がありましたが、今度はそれを2,500億円にまで削減というか、消費税増税分から出す部分はそれぐらいのお金しか出さないというふうな方向が打ち出されているようであります。だから、一体消費税の増税をするという選挙時のあの公約は、まるで投げ捨てられたというものだと私は認識をしておりますので、そのことをまず申し上げたいというふうにして思います。

今私は2問目の質問の中で、ボランティアの人をどう支えていくのかというふうなお話に対して、課長のお話ですといわゆる婦人会や老人クラブなどの団体の人たちにそういうことをお願いをしていきたいというふうな、そういう答弁でありましたよね。私は、それはかなり大変なことであろうというふうにして認識をしていますし、果たしてそういうことができるのかなというふうにして疑問点を感じております。ただ、町はそういう考え方を持っていると。では、私が先ほど質問をした、そういうボランティアの人をどのようにして町で支えていくのかというふうなことをお聞きをしましたが、そこについては答弁はありませんでしたので、老人クラブや婦人会の人たちにこうやって、こうやって、こういうふうにしてくださいというお願いしてもできなかった場合は、一体ではどこへお願いをしていくのか、そういうことも想定をされるのだろうなというふうにして思います。そう単純なことではないというふうにして私は思います。

それから、2つ目の質問の中で、認知症の人へのケアがおくれて重症化していくのではないかと。私は、ひとり暮らしの認知症で過ごしてきた人を訪問介護でもって支え、そして週に1度は町内に住んでいないその子供さんが1週間に1回来て、子供が訪ねて状況を把握をして援助をしているというふうなことも実際にはありましたが、ひとり暮らしとなれば、家族がいない場合はますます重度化が誰も知らないうちに、ボランティアの人は一定程度仮にそこへ訪問したとしても事細やかなことについてはできないであろうなというふうにして思うのです。だから、重度化をこの制度は早めるのではないか、そのことによって介護保険事業、介護保険制度のいわゆる会計が負担増に、金額が大きくなっていくというふうなこともあり得るのではないかなというふうにして思いましたので、そのことをお聞きをしましたが、そのことについては答弁がありませんでしたので、そのこととこの2点についてはもう一度お尋ねをしたいと思います。

そして、先ほどの課長の答弁で、県指定、地域のボランティアは事業所としていくけれども、一部負担も今よりは安くなるのではないかというふうなお話がありました。多分それはそうだろうというふうにして思いますけれども、婦人会やNPOだとか、あるいは老人会にこういうことを委託をすることによって、結果として今働いている人が仕事を失うということに私はつながっていくだろうなというふうにして思いますけれども、その辺の大変な心配をしております。

それで、再々質問についてでありますが、心配をされることは市町村の財政力の違いによってサービスの格差が広がることがあるであろうというふうにして認識をしております。そのことは、町村会でもその心配をしているというふうなことが、実はそういうことが打ち出されているというふうなこともありまし

たので、この辺のこともお尋ねをしたいと。

それから、ある調査では、要支援向けサービスの市町村事業の移行は約31%が不可能と回答していると。 いわゆる地方自治体の31%がこういうようなあり方はなかなかできないというふうなことが回答として ありますので、町としてこれは本当に事業として可能だというふうにして見ているのかどうなのか、それ とも、いや、やっぱりこれはなかなかそう簡単なものではないというふうにして受けとめているのかどう なのかをお伺いしたいというふうにして思います。先ほど町長は、「介護保険制度になる前から私は介護 保険を勉強してきた」と、「介護保険制度は大変いいものである」というふうにしてお話をされました。 私も最初はそう思いました。やっぱり家族が大変苦労している中で、こういった制度があることによって ひとり暮らしの人が助けられているという部分が多々ありますけれども、公費の負担は50%、そして保険 料で賄うのが50%ですので、これは保険者は町ですか、いわゆる受ける側としてはこれは大変な負担増に つながっていくと。介護保険料の値上げあるいは利用料の負担増が続いておりますので、これは介護だけ ではありません。医療もそうです。大病したり、療養生活が長くなったりすると、これは大変なお金がか かる、こういう社会情勢なのです。だから、国の負担を、今在宅では12.5%ですね。それで、たしか施設 だと20%の負担になっているはずです、国の負担が。これをもっと拡大してほしいと、そしていわゆる保 険料をもう少し値上げをしないで負担を割安していただいて、それで利用料を、特に施設の利用料は何か 本当に高くなっておりますので、その辺への支援を私は国へ町長が本気になって求めていくべきであろう と。そのための消費税増税と言ったのですから、この公約を守っていただかなければならないというふう にして思いますので、その辺をもう一度お聞きをしたいというふうにして思います。これが最後の質問と なりますが、10分しかありませんので、お尋ねいたします。

### 議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

最初の再質問で、いや、答えていないのではないかといった、ボランティア等に 丸投げするのではないかという質問がありましたけれども、それらと、それから認知症対策、一くくりに すれば人材の確保とどのような支援体制が町の育成体制も含めてという質問当たると思いますけれども、 私はいわゆる制度としてボランティア等に対する資格要件がどのような資格要件を満たしていればそのよ うな対価のいただける団体、組織になるのかということ自体ももう少し研究をさせていただきたいなと思 います。無資格で全部やって、資格がないままに制度に請求してもという形は、決して国はそんな方向に は持っていかないであろうなという思いでありますので、それらについてヘルパーの養成等はこれまでも 町は力を入れてまいりました。そして、資格を有する者の必要は、それは当然の時代の趨勢であります。 それらについては、しっかりと町として支援をしていかなければならないと。人材の確保についても包括 支援センター等についてもそれは当然のことであります。今認定審査会も2班で当初行ってきましたけれ ども、非常に件数が多いということから見れば、果たしてそれで足りるのかなという時代に来ているとい うことを認識をしております。もう一つは、実は社会福祉協議会で3年ぐらい前から始まったのですけれ ども、介護保険に入らない、法令外サービスということ自体も社会福祉協議会で行っていただいておりま す。在宅サービス利用するお客さんからは1,200円は負担していただくと、1時間当たり、それはヘルパー に直接1,200円をお支払いする、だけれども車代とかそれらの経費、その他の経費については社会福祉協議 会が支払うというような制度で、決してもうからない、そういう町として公的施設としては利益の上がら

ないようなサービスでも、それは町として支援しながら提供しなければならないと、そんな思いで法令外のサービスについても進めさせていただいているということをご理解をお願いしたいと思っています。

そして、2つ目、人口減少社会と財源の確保の問題であります。確かに措置の時代の国半分の時代に戻 ればいいのだという話は、それは頭の中では地方の負担は少なくて済むのかもしれません。だけれども、 実際サービスを受ける人たちの数がその当時から見れば何倍にふえているかと見たときに、国の財政も想 定したときにそんな無責任なことを町が今本気になって言っていたら全国の笑い物になると私は思ってお ります。それらについては、介護保険の実施主体としての町として、苦しいけれども、一般会計をしっか り整えて、それらも一般会計からの繰り出しも会計始まったときには、それは8.000万円ぐらいでした、実 質。今2億5.000万円ぐらいの、3倍以上になっているわけですから、それらにも町は乗り越えてきたわけ です。やっぱり知恵を絞りながら、そして人口社会だけれども、税収が減らないような工夫、努力を重ね ながら会計を守っていかなければならない問題だと私は思っております。聞くところによりますと、JA 庄内みどりで訪問ヘルパー事業を新年度から開始していただけるというお話もありますので、資格要件等 も含めた人材の地域に携わる人がその分ふえるということから見れば、その制度としては人材については 真新しい機関がそれについて取り組んでいただけるということは大変ありがたいことだと思っています。 全国的に見れば、決してこの地域は介護保険料は安い地域ではありません。一番高いのは、新潟県の関川 村であります。関川村は全国一高い保険料。そして、高いのが沖縄とか新潟県とか、そして庄内も決して 低いレベルにはありませんので、それらの保険料をどのように事業主体として、介護保険の実施主体とし て値上げしない努力をできるかということにも心血を注がなければならないと思っております。国の国民 の代表であります国会議員の議会で、国会で議論していただいて、法律等には私が幾ら叫んでも、国会議 員ではありませんので、国会で法律はつくっていただいたり、改正したりいただいているわけですから、 町としては町としてのできる範囲内での努力を重ねる、そして声を届ける、そのような形で進めてまいり たいと、このように思っています。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 若干答弁させていただきます。

市町村の格差というご質問がございました。当然新たなボランティアの団体が事業所として活動できる 市町村であればサービスの幅が広がるということで、これまでの介護サービス事業所しかない市町村とで は利用できるサービスに差が出てくるとは思われます。町としては、町民のニーズと提供できるサービス 事業所とのバランスを調整しながら今後検討してまいりたいと思っております。

それから、要支援サービスの市町村への移行ということでございました。先ほど言いましたように、現 状であれば移行は可能なのかなとは思います。ただし、新制度においては各市町村でさまざまなサービス が提供可能となりますので、あくまで需要と供給を考えて提供する必要があるのかなというふうに思って おります。

以上でございます。

議 長(髙橋冠治君) これにて13番、伊藤マツ子議員の一般質問は終わります。

10番、斎藤弥志夫議員。

## 10番(斎藤弥志夫君) 一般質問をさせていただきます。

町長の姿勢方針の中でも若者定住を促進し、人口増加と地域活性化を図る目的で住宅建設や増改築、中 古住宅の購入、それから賃貸アパートの建設に対する支援事業として、持家住宅建設支援事業や定住住宅 建設支援金事業にこれまでと同様に取り組んでいくと、さらに若者定住に特化した町営住宅建設事業にも 着手したと書いてあります。住宅建設関連事業を中心とした景気浮揚策としても支援事業を継続実施する ことが必要であると私も考えます。ニュータウン青葉台住宅団地が分譲中ですが、数年前から11区画が売 れ残ったままで、昨年の4月から青葉台住宅団地分譲地を購入し、住宅を建設し、居住した方を対象に分 譲地購入額の2分の1相当額を助成金として交付する制度を取り入れておりますが、1年近くたっても一 区画も売れていません。昨年の12月に仲介者による問い合わせが1件あって、その後一、二回の問い合わ せがあったきりで、販売にまでは至っていません。新たな制度を導入してからほぼ1年が経過しようとし ていますが、現状では成果は上がっていません。よほど例外的な地点を除いて、全国的に土地の価格は毎 年下がり続けていて、特に地方ほど土地の下落が激しいのは周知のとおりです。国道7号線のすぐ近くで 酒田への通勤も便利な青葉台団地でありますが、半値販売でも買い手がつかないのは住宅団地としての魅 力がないからだとみなしても差し支えないと思います。団地全体に段がついているのは、いかにも山の斜 面をほどほどにならして団地にしたようなイメージを持たれるし、藤崎ニュータウンや西浜団地や境田は 平らで、これが当たり前なのです。今となっては段がついていることをとやかく言っても始まりませんが、 販売するときに値引きの条件になることは間違いないし、半値販売のつもりが実は半値よりもまだ高い価 格設定になっていることを認識しなければならないのではありませんか。青葉台分譲地交付金交付要綱の 第1条で、定住を促進するため、青葉台団地の販売促進を図り、分譲地を購入して住宅を建築し、居住し た者に対して補助金を交付するとあります。第2条で、交付金の対象者は、(1)、分譲地を購入した個 人、(2)、分譲地を購入した日から5年以内に分譲地に居住用住宅を建設して居住した者、(3)、遊 佐町定住住宅建設支援金の交付を受けていない者、(4)、暴力団等でない者のいずれにも該当する者と して規定されています。第3条、補助金の額は、当該分譲地購入費に2分の1を乗じた額とし、1分譲地 につき1回限り交付するものとするとあります。この要綱は、定住を促進するために分譲地の販売促進を 図る目的でありますが、現実の販売不振に照らし合わせてみると、余りにも理想的な販売方法を掲げてい て、これではこの先3年や5年が過ぎても全然売れないか、売れても1区画程度で終わるのではないかと 今から憂慮されます。

そこで、私は第2条、交付金の対象者と第3条、補助金の額についてかなりの見直しと修正をすべきであると提案するものであります。例えば住宅を建設しなくても補助金を交付したりあるいは遊佐町定住住宅建設支援金の交付を受けていても補助金を交付するなど、補助金の交付要件の大幅な緩和が必要であると考えますが、町長の方針を伺います。

次に、現在町内にある特別養護老人ホームは松涛荘とゆうすいでありますが、26年度からは吹浦に小規模特養が開業して、入所者29人、ショートステイ10人分の介護が新たに可能になります。特老ホームに入所したくても入所できない待機者が町内にどれくらいいるのかと、待機者が入所できるようになるまで平均的に何年くらい待っているのかを伺います。特老ホームに入所希望待機者が町内にほとんどいなくなるほど特別養護老人ホームの施設が町内に充実していることが介護の理想であると思われます。もしそれが

理想なら、介護が必要な老人を抱える家族の大変な負担を考えると、町有地を利用して小規模特養をもう一つ建設してもよいのではないかと思いますが、町長の基本認識はいかがですか。町勢を発展させるには若者定住が必須の要件になると施政方針にも書いていますが、若者が独身であっても世帯を持っていても介護が必要な老人を抱えていると途端に家庭内の状況が一変する場合がありますし、このようなときの負担をできるだけ軽減するには何といっても長期間入所可能な特養ホームが新たに必要なのです。民生費は毎年予算の中で大きな割合を占めていますが、福祉は社会の安全弁とも言うべき役割を持ち、とりわけ老人介護と保育園や幼稚園などの児童福祉は人数が多いだけに大切な役割を担っているし、施策の充実が望まれます。若者定住には、住宅関係の補助金だけでなく老人福祉と児童福祉の充実が必要になるし、さらに雇用の確保という所得を向上させるためのもろもろの政策が絡みます。家庭の負担の大きい老人福祉の充実を望むものであります。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から10番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

ニュータウン青葉台住宅団地の販売不振と補助金のあり方という最初の質問でありました。ニュータウ ン青葉台住宅団地につきましては、これまでの経過を申し上げますと、造成前の当該区域はもともと隣接 する国道7号線より最深で16メートルも深い原野で、大半が未利用地でありました。近隣の西部工業団地 の造成が始まり、そこで発生する残土がちょうど埋め立てに必要な量に相当することがわかり、これを流 用することによって低廉に住宅団地を造成し、供給できることから、酒田市への通勤者及び工業団地勤務 者等をターゲットにした住宅団地造成の機運が高まりました。ちょうど平成7年、斎藤議員が初当選した その時期に名前も華々しく青葉台と名づけ、造成が進められてきた経緯がございます。平成6年当時の遊 佐町土地開発公社が事業を決定したと伺っております。住宅用地が24区画、商業用地が6区画の計画で、 平成10年3月に造成が完了、分譲を始めております。分譲地を購入された方には、遊佐米1人当たり50キ 口を、60キロですか、家族の人数分差し上げますというマイホーム建築お祝い品制度の効果もあり、分譲 後間もなく10件程度の契約が成立いたしましたが、その後は伸び悩み、平成13年までに11区画が売れるに とどまりました。当時は近隣市町でも盛んに住宅造成が進められておりましたが、長引く不況の影響で売 れ行きが低迷、全体的には苦戦を強いられている状況にありました。その後、平成17年度に 1 件と商業用 地の6区画を売却し、平成20年度の遊佐町土地開発公社の解散を受けて、売却可能な12区画について遊佐 町が取得をしております。翌平成21年度には、公社解散後初めて1件の契約が成立し、現在は合計13区画 が売却済み、なお11区画が売却可能な住宅地となっております。施政方針でも述べましたが、少子化、高 齢化、人口減少への対応は本町にとっても最も重要な課題の一つであると認識をしております。平成24年 度に策定した遊佐町定住促進計画に盛り込んだ施策の1番目に住宅施策の充実を掲げ、ニュータウン青葉 台住宅団地分譲地新築助成制度を創設し、本年度から実施したところであります。内容については、ご承 知のとおり分譲地を購入し、5年以内に住宅を建設し、居住した方を対象として分譲地購入額の2分の1 相当額を助成金として交付するものであります。これまでと比較すれば、実質半額で取得できるという破 格の制度であり、かなり思い切った施策であると認識しております。青葉台住宅団地の販売促進に向けて は、これまでも町広報やホームページへの掲載により、広く制度の周知を図ってまいりました。また、販 売促進に関して山形県宅地建物取引業協会との協定を交わしておりますが、今回の新たな助成制度につい

ても改めて積極的なPRをお願いしたところであります。

さて、青葉台住宅団地の販売促進を図るためには、現行の助成額見直しや交付要件を大幅に緩和する必 要があるのではないかとのご質問でありました。まず、現行の助成額については、先ほど触れたとおりか なり思い切った設定をしたところでありますが、制度以前に取得した方との均衡や、さらには造成経費を 含めて町が公社から買い取った土地であることなどを考え合わせ検討した結果であることをご理解いただ きたいと思っております。また、定住住宅建設支援金の交付を受けた者についても助成対象とする要件緩 和については、ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築助成制度に基づいての助成金と定住住宅建設支援 金助成との二重に助成をすることにもなり、町全体の補助金のあり方を考慮すれば現行制度上条件を外す ことは難しいと言わざるを得ません。しかしながら、今年度開始したとはいえ、いまだに販売実績がない ことが事実でありますし、何らかの対応が必要であることは認識をいたしております。今のところ成約に は至っておりませんが、しばらくなかった問い合わせも昨年1件、年が明けてから2件と、徐々にですが、 周知の広がりも感じられるようになってきたところでございます。また、このエリアについては、隣接す る商業施設の充実や今後の誘致企業による社宅の建設、高速道路の着工なども予定されており、取り巻く 環境に大きな変化が起こりつつあるということも事実であります。議員からは余りにも理想的なとの言葉 がありましたが、慎重に決めたことでございますので、1年目だめだからすぐに次の年変えるという行政 であれば一貫性がないと問われないこともないわけでございまして、一、二年心広く見ていただければあ りがたいと思っております。今後とも定住促進に向けた重要な施策と位置づけ、IJUターン促進協議会 を初めとする関係機関との連携を図り、完売を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

2番目の質問であります。小規模特養のさらなる建設をというご提言でありました。私は、就任以来福祉の施設も働き場の一つであるという認識のもとに、民間の小規模施設にも町内の建設をお願いし、支援した経過がこれまであります。本町のことし1月の特養待機者は、ゆうすい、松涛荘、町内2施設で130名となっています。そのうち要介護4、5の重度の認定者は55名と約半分程度を占めていますし、残りの75名は要介護1から3の中軽度者ということになっております。議員ご質問の待機者が入所するまでの期間についてでありますが、施設への入所に当たっては入所判定会議での本人の状態と家庭環境が重視されると伺っております。例えば要介護1、2の方で家族がいる場合は最長で9年経過した方もいると施設の担当者からは伺っております。タイミングがよければ、いわゆる家族がいらっしゃらない、そして身内がないという形であれば意外に早く入所できる方もいる模様であります。また、ひとり暮らしでの在宅生活が困難な方、緊急性があると判断された方も入所も早期になるものと思われます。このような状況から、一概に平均して何年で入所できるということは言い切れないようであります。

それから、小規模特養をもう一つ建設してはとの質問がありますが、建設費に関しましては 5 億円以上と考えられます。また、事業主体がどこになるのか、さらには利用者が増加すれば介護保険料の増額も考えなければならないなど、建設に当たっての課題は小さくないと考えております。仮に平成26年度にもう一つこの小規模特養を開所したとしても、保険料を試算した場合、第 5 期計画の推計をもとにしますと、2 年間にわたり平均介護保険料を月額87.8円、年間1,054円増額しなければならないことになります。さらに、平成27年度以降の第 6 期計画から見れば、さらに 3 年間を推計することになりますので、最低でも平均保険料月額263.5円、年間で3,162円の増額となる模様であります。この数値は、あくまでゼロから小規

模特養を建設した場合の介護保険料金への反映となりますので、第5期の期間で保険給付費が底上げされていることから、合わせた見込みとしては平均年額保険料が現行6万2,800円から6万9,505円、月額で現行5,240円から5,792円になると見込まれております。このようなことを考えますときに、小規模特養の建設には長期的な計画に基づいて進めていくことが非常に大切であると考えられております。国の制度改正を見据え、できる限り住みなれた地域で暮らせるように、本町に合った最適のサービス体系を整備し、在宅介護でも十分支援できる環境づくりがまず町として最も重要ではないかと思っておるところであります。

以上であります。

### 議 長(髙橋冠治君) 10番、斎藤弥志夫議員。

10番(斎藤弥志夫君) 今町長から答弁いただきましたけれども、国道沿いの6区画を大阪有機が買ったことで、現在11区画が売れ残っておりますが、これまで19区画が売れていることになります。大阪有機が買った分を除けば、13区画しか売れていないということになります。大阪有機から国道沿いへ6カ所まとめて買ってもらったというのは、まさに天の恵みのような話だったのではないかと。私も実際そう思っています。あそこがもしまるっきり売れていなかったら大変な団地だったなと思います、実質。さらにまた、今の一番南側のほうに5階建てくらいの宿舎、社宅を建てるということになったということについては、私もそれもまた大変な恵みの雨が降ったような話だなと思っています。それについて役場のほうから上限の1,000万円の補助金を出すということでしたけれども、私はそれももっともなことだと思いますし、やっぱりいろんな意味で支援をしていかないと企業はもうどこも残ってくれないというような事情も確かにあると思いますので、あの1,000万円の社宅建設に対する補助金というのは私はよかったなと思っています。余り細い計算は要らないのではないかと思っています、それには。

そして、今の区画ですけれども、販売を開始してから平成何年に何区画売れたのか、これ控えていると 思いますけれども、それを後で教えていただけませんか。また、土地を造成して分譲を始めてからほぼー 貫して土地の価格は下がっております。青葉台のように段差がある団地というのはなおさらでして、団地 としてはやっぱり正直申し上げて二流です、あそこは。二流の用地としか言いようがないです、正直申し 上げまして。その分値段が安いのは当たり前です。それから、半値販売を開始してからほぼ1年経過して も一区画も売れていないのは、半値でもまだ価格が高いと私は受けとめられているのだと思います。ほか にも社会的な要因、つまり少子高齢化と人口減少社会に突入したことで田舎の分譲地を買う必要がなくな ってきたのではないかということも十分考えられると思います。また、全国的に空き家がふえて、またス クラップ化した無人の住宅の対応に行政が追われることもありまして、いずれにしても老朽化した住宅を 解体してそこを更地にすればそこが分譲地になるようなもので、新たな住宅団地に対する需要は私は以前 より弱くなっていると思います。立地条件と周囲の環境がよければ、老朽化した家と土地を例えば売り払 ってそこに移り住むこともあるかもしれませんが、青葉台団地はそのようなところではないようです。現 在の5割引きではとても売れるようには見えないし、これからは6割引き、7割引きを視野に入れるべき でしょうが、いかがでしょうか。それでももしも売れなければ、8割引きもあると思うのです。家を建て なくても、分譲地を単純に値引きで売ることもできるのではないですか。今現在は家を建てたら5割引き ですよというやり方しているので、現在のように土地を買って家を建てれば土地代は半値ですという、ま

さに二兎を追うような売り方では、どこかの分譲地を買うことを検討している人にしてみればこんな子供 だましに乗るかと私思っているのではないかと思います。見切り売りもこれ念頭に入れないとなかなか青 葉台団地の販売は完売にはとても至らないと、私はこのように思います。

それから、まだこれを立案してから1年しかたっていないということで、もう少し模様を見ないわけにもいかないという話のようですけれども、こういう役場内でいろいろ計画を立てて立案することと、実際の土地取引の市場のマーケットに基づいて、実際のマーケットの取引に基づいてこの価格設定などを考えるのと大分違うのですよね。それはもともと大分ずれが大きいと思います。ですから、どっちかといえば机上の上だけで描いたようなものではないかなと思います。現実のマーケットからいえば、ほとんど問題にならないと思います、このやり方では。行政に都合のいいような売り方ばかりしているわけですので、その辺をもうちょっと考えていただいたほうがよいのではないかなと思います。

それから、小規模特養のことですけれども、通常であれば、もしもの話ですけれども、建設する場合…

. . .

# (「1つずつ」の声あり)

10番(斎藤弥志夫君) ああ、そうですね。一問一答ですので、まず住宅について答弁お願いします。 議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 青葉台住宅団地も含めて、平成21年の2月の議会で土地開発公社の解散がこの議場で議決となりました。ちょうど私は町長選挙に立候補して議会議員やめた、参加できなかった議会でありましたけれども、その時期に土地開発公社から大体1億円ぐらいの買い物を町はやったという経過があります。その中で、青葉台に関しては、1区画6,600万円ぐらいだから、恐らく7,200万円ぐらいの土地を解散することによって町が購入せざるを得なかったという現状に議会の皆様のご賛同をいただいたという経過があると私は認識をしております。その金額が土地の販売価格のベースとなったこれまでの試算としての台帳に載っている額にあるというご理解をお願いしたいと思っております。

それから、何でこのような半額になった、経過というのがありますけれども、25年度からこの半額という制度をつくったわけですけれども、24年度中に宅建業者と入っていただいてこれまで土地を購入していただいた皆様への値段の均衡とか平等性が果たしてどこまで大丈夫なのだろうかという形で考えてきたところで、最後には町の顧問弁護士にも相談をさせていただいた経過がございます。半額以下で売ったならば、これまでに購入なされた方から裁判を訴えられた場合なかなか根拠としては難しいであろうと、そしてその建物を建設する支援金制度という形を活用すれば、値段の土地代の半額を助成してもそれは町の裁量に委ねれる範囲内であろうという顧問弁護士のご理解、そして検討、相談の結果としてこのような制度を整えたということであります。決して思いつきや、このぐらいでいいからという形で値段を設定したということではないということをご理解をお願いいたしたいと思います。値引きの率については、確かに現況から見れば15年も、20年近く下落しているわけですから、現地の値段はもっともっと下がっているのかもしれません。だけれども、町として土地開発公社の土地、資産を購入したときの値段を実勢価格ではなくてもそれを基本価格とする、そしてその値段で周辺の購入された人たちへの配慮ということもしっかり整えなければならないということでこの値段にさせていただいたということをご説明申し上げてご理解をお願いしたいと思っております。将来的には、議員ご指摘のような、建物を建てなくてもという形も想定

はされるかもしれませんけれども、何せ慎重に、慎重に、そして宅建業界、そして弁護士等にも相談して 決定したことでございますので、もう一年ぐらいは最低でもこの制度でコマーシャル等、広告等、プラス アルファのメリットがどこに見出せるかというところの辺は、その辺はまだまだこれから考えようがある と思いますので、とにかく定住人口を図る、そしてあそこに実は直売所、コンビニはできました、そして 社宅もできましたということになりますと、それだけの人数があそこの住宅にお住まいいただくというこ とですから、地域の発展につなげられるような中でのあの環境が変わっている中で販売に何とかつなげて まいりたいと、このように思っているところであります。

# 議 長(髙橋冠治君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原 聡君) 青葉台の住宅団地の分譲地のこれまでの売り払いの経過について、件数の経過 ご質問ございましたので、補足で説明をさせていただきます。

住宅用24区画のうち、平成10年から13年の間に11区画、それから平成17年に1区画、平成21年に1区画の計13区画の売り払いでございます。なお、商業用地につきましては、6区画が平成17年に売却という形で経緯をしております。

#### 議 長(髙橋冠治君) 10番、斎藤弥志夫議員。

土地開発公社から7,200万円で購入したものであって、それは仕入れ価格のよう 10番(斎藤弥志夫君) な形になるのですかね、役場にしてみれば。だから、それは崩すことが大変なのだと、できないというよ うな話のようですけれども、実際の状況からいくとこれは、現状からいくとこの土地開発公社から幾らで 買ったから、例えば8,000万円で買ったから、9,000万円で買ったからというふうなことは今のマーケット に照らし合わせるとこれは通用しない話なのですよね。幾らで買ったかということは、現状の価格が取引 がこのくらいになっているということから考えますと、例えば8,000万円で買ったとか9,000万円で買った とかということがあったとしても恐らくこれは通用しないのです。これが市場というものです。だけれど も、自分たちはこれだけの仕入れ価格といいますか、それで用意したのだから、それは絶対に崩せないの だという考え方のようですけれども、これに執着しますと、恐らくこれから毎年さらに土地の値段が下が っていくというのはほぼわかっているようなことなので、特に地方の下落は激しいです。地方の中でも人 口が減少している市町村ではなおさら激しい土地価格の下落に見舞われている傾向がありますので、遊佐 にある例えば青葉台なんかももちろん私はそれに当てはまるものだとは思います。ですから、こういう考 え方に執着すると、最終的にあと全く売らないで過ぎてしまうのではないかというふうなことが懸念され るわけなのです。これは全くだめだということにはならないのですけれども、そういう可能性がむしろ大 きくなります。それからまた、顧問弁護士さんの方針も十分自分たちは踏まえて価格を設定したのだとい うようなことですけれども、弁護士さんの言うことですから信用するしかないと思いますけれども、よく 言われるのですが、市町村でどこかの不動産鑑定士さんを頼んで、例えばどこかの山とか畑なんかの不動 産の鑑定をしてもらって、だからこういう価格なのですよというパターンがよく見受けられるのですけれ ども、そういう場合でも言葉を悪く言えばお抱え鑑定士だよと、お抱え鑑定士が来てこう鑑定してくれた のだよと、だからこういう値段なのだよというふうなことも世間ではよく言われているわけなのです。そ ういう場合なんかも現状とは違ったような甘い鑑定をすると、行政に都合のいいような甘い鑑定結果を出 すというような場合もなきにしもあらずだということですので、この弁護士さんがそういう人だとは思い

ませんけれども、これは弁護士の話は弁護士の話として、やっぱり市場の実態というものをもう少しよく見てもらいたいなと思います。町長おっしゃるとおり、約1年しか過ぎていないので、もう一年くらいは模様を見ないとと、あそこに社宅もできるし、八福神も立派にオープンしてそれなりにやっているのだからという話もわかりますので、それなりにもう一年くらい模様見て、それでそれでも一区画も売れないのだと、売れていないと、1年たてばわかるわけですけれども、もしもそんなことにでもなれば今度は改めて思い切った対策を打ってもらいたいなと思います。私個人的なことを言えば、今からでも新たな方針に変えていただいたほうが土地の買い手は早くつくのではないかなとは思っているのですけれども、ただ町長の方針がそうだとすればもう一年くらい模様見て、それでも丸2年たってもこの制度のもとでは一区画も売れないのだということになれば町長も納得できるでしょうから、そのときはでは改めて検討し直していただければなと思います。その辺お願いします。

## 議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) まず、これまで購入なされた方との均衡性、平等性、公平性がどう保たれるかという視点も決して忘れてはならないということ、それからもう一つは実は土地開発公社の事業決定したときはほとんどこの議場にいる方はその決定には、賛同した方は多分お一人しかいないはずです、議会議員として。ところが、その当時売れなかった、だけれども町は買わざるを得なかった、その行政のやっぱり責務を私は引き継いでいるわけですから、それらについて町の資産になったときには額面幾らで買いましたという記録は残っています。だけれども、町のものになった途端に幾らという資産価値ではなくて土地は何平方持っているとか何区画持っている、幾ら面積持っている、そんな値段しかたしか載っていないはずだな、町の資産のカウントとしては。町有地が幾らという形のカウントしかなっていないということもご理解いただきたいと思っています。町が何千万円の土地を幾らで買ったから、まだそれだけの価値を持っているのだという認識ではございませんので、その辺は認識お願いしたいと思っています。

# 議 長(髙橋冠治君) 10番、斎藤弥志夫議員。

10番(斎藤弥志夫君) それで、実際売れたのが平成21年の1区画売れたのが最後になっていますよね。それから四、五年もたっているということで、その間は全然売れなかったと。余りにも売れないものだから、今こういう制度で半値販売というものを考え出したのではないかと思います。やっぱりこの四、五年の間にも恐らく十数%は確実に値段は下がっているはずです、実勢価格的に。その辺考えていただくと、もう今の時点でも半値販売というのは私は厳しいのではないかなとは思っています。だから、今まで購入なされた方との整合性云々という話になってくるわけですけれども、それはそれとして、実際にこれを売るということになれば、既に恐らくその値段ではもう売れない状況になっているということなのです、ほとんど。その辺の実態を踏まえていただいて、もう一年後なりによく検討していただきたいものだなと思います。私なぜこんなことを言うかというと、いつまでも青葉台のこの11残っている区画にもうこだわっているときではないでしょうということを私は言いたいのです。いつからやっているのだと、これを。十何年、もうすぐ20年もなりますよ、これ。11もまだ売れ残っているのですから。何かもう根本的な対策を考えてどうにかしないと、私はこれは本当にもう塩漬けの土地になると思います。町有地としての塩漬け土地いう形を防ぎたいと思って私も言っているのでありますので、その辺も一応ご理解していただきたいなと思います。

私福祉関係のプロでも何でもないのですけれども、先ほど13番議員は大分細い話をして、すばらしいも のだなと思って私も聞いていたのですけれども、私はちょっと大ざっぱな話しかできないのですけれども、 今現在待機者が130人もいて、そのうち吹浦のほうに今度29人、30人くらい入れば100人くらいは残ると いうことになりますよね。やっぱりなぜこの老人介護、福祉問題が大事かといいますと、町長はよく若者 定住とか対策をよくやられていますよね。私はよくやっていると思います、実際。少なくとも前の小野寺 町長よりはいいです、この辺は間違いなく。はっきり言って、あの人はこのことに何もやらなかったです よ、補助金出すというふうなことは。だから、それは私は前向きに評価したいと思います。小野寺町長こ こにいませんけれどもね。ただ、実際若者定住はいいのですけれども、その若者が年寄りを抱えていると いう場合もあるわけです。そうすると、家庭内にそのお年寄りを抱えると。それは大変な負担になるので す。どんなにはつらつとした若者でも、老人介護必要な年寄り2人くらい家庭内にいたらもうがくんと元 気なくなります。そうなのです、実際。ですから、そういう形をできるだけなくして、社会的にやっぱり 支えていかなければならないだろうと、そうすればその本人もそうだし、奥さんもいれば奥さんも働きに も出かけることができるしと、こういう形をやっぱりつくっていかなければならないだろうということで 申し上げているわけです。同時に、子供関係、幼稚園とか保育園についても同じことが言えるわけです。 待機児童がいっぱいいるというのは大変なわけです。そういう子を抱えていれば、働きに行きたくても行 けないと、誰か一人はうちに残っていなければならないと。こういうシステムはやっぱり社会全体で支え ていくべきだろうなと思います。そうすれば、そうすることによって労働力が社会で活躍することができ るわけですから、町の活性化にもつながると。だから、町長が言う活力ある町づくり、若者定住を達成す るためには、老人福祉と児童福祉のこの両方を欠かすことができないというわけです。そういうわけで、 待機者がまだ100人もいるということになれば、5億円もかかるという大変な金額の話もあるのですけれ ども、まずそういうふうな心づもりで考えていただければなと思って一般質問をさせてもらったというこ とですので、この辺の事情にもまずひとつよろしくお願いいたします。

# 議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は自分の母親が早く病についたということで、自分のワイフは職業をやめました。幼稚園に勤めていたのですけれども、やっぱり親を見なければまずい、子供生まれて子供も見なければまずいという形で、自分自身がその体験者であります。やっぱりそういう施設が完備されているところであれば、確かに預けながらで見てもらいながらという形でいけば、それは働きやすい町には、これは若い人からはなっていただける、そして若いうちにそのような苦労をしなくても済むということであれば、それはふえることにはこしたことはないのでございますけれども、今やっと西楯に29プラス10ショートステイの、遊佐厚生会にお願いをしてつくっていただきました。平成26年度、今当初予算のお願いするわけでございますけれども、ああいう施設ができることによって全体の会計の額というのですか、9,000万円以上ふえるわけです。29人プラス10、39人の。そうすれば、町としての負担が大体9,000万円の8分の1ですから、1,100万円弱町として実質負担は持ち出しがふえるというような想定をしております。そのようなところで、やっぱり民間から例えば企業として、なりわいとして小規模の施設を町内につくりたいと、そのような申し出がある場合等については、なるべく早く健康福祉課等にご相談をお願いしたいと、このように思っているわけです。そうしますと、次年度以降の介護福祉計画の予算のあり方等、それから負担の

あり方等についても早く想定して早く準備ができるという形が非常に望まれるところでありますし、実は町内においでをいただいた高瀬の松山にある施設については、サービスつき高齢者住宅、いわゆる福祉施設ではなくて、国土交通省の補助事業であるサービスつき高齢者住宅もつくりたいという要請がありましたけれども、県との調整、許認可のことがうまくいかなくてなかなか実行できないという状況にあると伺っております。だけれども、将来的には、スペース的には十分な広さを持っていますので、それらも町内で始めてみようというような意欲もまだおありだというふうに伺っておりますので、サービスつき高齢者住宅については介護保険等の料金等についてはそれぞれの住所のある町に、現住所のあるところで請求等、介護ではないわけですから、介護の前の段階としてのそういうご夫婦で入ったりという形で遊佐町に来たいという方もいらっしゃるかもしれません。そういう民間の皆様の事業者の積極的な町内への参入等あれば、働き場の確保も含めて、事前に早く相談いただければありがたいと、このように思っているところであります。

議 長(髙橋冠治君) 10番、斎藤弥志夫議員。

10番(斎藤弥志夫君) 老人福祉も老人介護もそれに携わっている家族にとっては大変な負担になりますので、そういう状況を解決していくというのがそもそもの介護保険の私は始まりだったのではなかったかと思っております、理念としては。ですから、それは今も全く変わっていないわけです。若者定住、若者からこの町に移ってきてもらって、働き場があって働いてもらって、所得も得てもらってということは理想なわけですけれども、やっぱりそれには老人介護とか児童福祉はもう絶対ついて回ります。これがもう手足を縛るようになるとせっかくの活力も生かすことができないと、こういうことになりますので、その辺を十分考えていただいて福祉関係の、民生費18億円もありますので、大変な予算だと思います、私も。その辺を十分考えていただいて運営していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

これで終わります。

議 長(髙橋冠治君) これにて10番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

(午後2時49分)

議長(髙橋冠治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後3時10分)

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) それでは、本日最後になりますけれども、私からも質問をいたします。

まちづくりセンターの建設計画と総合運動公園の利用方法と運営についてご質問をいたします。本町の地区公民館は、平成23年4月にまちづくりセンターに名称を変えて、町民主体の機構改革がなされました。まちづくりセンターは、各地区の町づくり活動の拠点として活用されておりますが、建設から50年以上経過した地区があるし、地区公民館時代のままでは十分な状況にないことから、26年度に吹浦地区防災センターと稲川地区まちづくりセンターの改築に着手する予定になりました。これまでのまちづくりセンター

改築計画の経過を見ると、平成23年5月、遊佐町まちづくり協議会連合役員会において、社会資本整備総 合交付金事業を活用して平成24年度から平成28年度までの5カ年で各まちづくりセンターの改築を行う ので、改築基本計画の策定をするように役場から地区まちづくりセンターに報告がされております。その ときの計画には、稲川、西遊佐、蕨岡の各センターと遊佐町子どもセンターが前期計画、吹浦は防災セン ターとして改築するとなっております。各まちづくり協会においても検討委員会を設置して場所などを検 討するように要請をされております。そして、平成24年3月、遊佐町まちづくりセンター改築基本計画検 討委員会で遊佐町まちづくりセンター改築基本計画が策定されて、改築順序についても協議された結果、 吹浦については防災センターとして平成26年度、稲川は総合運動公園の兼ね合いもあり平成26年度、西遊 佐は小学校の統合が平成26年度に予定されることから平成27年度に、蕨岡については一番古いが、地区で 検討されている旧農協支店跡地は農協の協議が必要なことから最後の平成28年度になったと聞いており ます。また、ここで本町のインテリジェントスクール構想を見てみると、平成8年3月に遊佐町生涯学習 基本計画が作成されて、この中でインテリジェントスクール構想が提案されております。地区公民館は、 地区の特色を生かし、地区に根差したより高度な学習プログラムのため、小学校との複合施設として位置 づけられ、小学校は公民館、保育園、福祉施設などとのインテリジェント化を進め、体育館や図書館、給 食室、調理室、ホール、講話室などを整備して、共同活用を図る複合施設として整備することとされてお りました。さらには、小学校は地区公民館との連携のもとに、地震などの災害発生の際に調理室、給食室、 体育館やホールなどを避難施設として活用するために地域防災拠点施設としての機能が整備された学校と する構想がつくられました。しかしながら、生涯学習を取り巻く情勢や町民の意識の変化に適切に対応す る必要が生じたことから、平成23年3月には遊佐町教育振興基本計画が策定されました。これによると、 地域に根差した豊かな学びを実現する方策として、地域町づくりの推進がうたわれ、地域自治組織との連 携強化の必要が指摘されております。したがって、まちづく基本条例などに基づいた地域自治の実現を目 指す体制づくりと教育振興基本計画に基づいた地域町づくりの推進に向けた方向性により、施設整備のみ に力点が置かれていたインテリジェントスクール構想は解消されました。つまりなくなったということで す。このような足跡を踏まえて、吹浦地区防災センター、稲川まちづくりセンターは地域の要望を聞いて 場所を決めて、平成26年度建設になりました。これから建設される地区まちづくりセンター建設について は、今般の社会情勢を考えての見直しをしたいようですが、これまでと同じ姿勢で取り組んでいくのかお 尋ねをいたします。

次に、総合運動公園は昨年工事が完成をいたしました。そして、3月下旬にはオープンセレモニーが予定されております。多くの皆さんに開放されることだと思います。ただ、平成26年度は稲川まちづくりセンターの改築で管理、運営も変則的になると思います。それにグラウンドの芝生の生育状態で使用できる時期はいつごろになるのか、秋ごろにはグラウンドゴルフの大きな大会なども考えておられるのか、またランニングロードなどの附帯施設利用についても決定になっておりますが、料金等、利用時間等、細かいことでございますけれども、そういうことをお尋ねをいたしまして、壇上の質問といたします。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、9番、土門治明議員の質問に答弁をさせていただきます。 まず、1つ目として、まちづくりセンターの建設計画についてということで質問がありました。このま

ちづくりセンターにつきましては、まちづくり基本条例に基づき、地域自治活動の拠点施設として、地区 まちづくり協議会の主体的な活動の拠点として位置づけられ、町はその活動の連携、支援を行ってきてい るところであります。平成23年4月より、まちづくりセンターは各地区のまさに拠点施設として活動して、 6つの地区でさまざまな活動をそれぞれの地域の持ち味を出しながら活動いただきましていること、大変 ありがたく、各施設の代表者の方々やその組織の中心を担う皆さんのご活躍に深甚なる敬意をあらわすも のであります。けれども、施設の老朽化に加えて、施設設備が現代の利用ニーズに合わなくなっているこ と、東日本大震災の経験から防災拠点としての機能強化が求められていることなどの諸課題に対応するた め、国の社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、平成28年度までの計画期間中、年次計画により整備 を進めております。施設の老朽度、各地区での議論の進みぐあい、町の他の事業との関連性等を考慮し、 平成24年度には吹浦地区防災センターと稲川まちづくりセンターの改築から着手し、26年度には工事が両 地区では始まるところでありますし、順次平成28年度までの計画期間中、西遊佐地区、蕨岡地区のまちづ くりセンターの整備を進めることを決定しております。現在吹浦地区防災センター、稲川地区まちづくり センターの実施計画の最終段階に入っており、並行して平成27年度中の改築を計画している西遊佐地区ま ちづくりセンターの設計事業を公募により選定する作業に入っております。引き続き来年度に入り平成 28年度改築を計画している蕨岡まちづくりセンターの改築に当たり、地区住民の意見、要望を取りまとめ る作業に着手する予定であります。一方、全町的な議論の中では、一度立ちどまって改築事業を見直すべ きとの意見も多くあることから、町で策定した平成28年度までの事業計画を尊重していただきながらも、 今後改築される地区におかれましてはいま一度地区の目指す将来像を見据え、改築場所を含めた町づくり 活動の拠点施設としてのまちづくりセンターはどうあるべきかを地区全体の議論により明確にしていただ きたいと考えております。まちづくりセンターは、各地区の地域自治活動の拠点施設という位置づけをし ている観点から、施設を利用する地区住民の意見、要望を聞き取り、施設整備に反映させることは当然の ことと認識をしております。町といたしましては、これまでと同様に町民の皆さんの議論に基づく提案を 尊重し、これから時代に相応しいまちづくりセンターの改築を目指してまいります。

次に、総合運動公園の利用方法と運営についての質問でありました。総合運動公園は、昨年12月下旬に 完成をいたしました。利用については、冬期間の猶予をいただいて、3月下旬に安全祈願祭とオープニン グセレモニーを挙行後、開始の予定で準備をしております。その大前提として、本定例会に遊佐町総合運 動公園の設置及び管理に関する条例案を上程し、正式名称や利用等に関しての基本的事項について議決を いただくことになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、施設の状態でありますが、平成26年度はメーンである多目的運動広場と多目的広場は、芝生の養生がうまくいけば晩秋に利用可能な状態になる見込みですが、専門家によれば無理せず養生に専念すべきとの意見もありますので、芝生の管理に特段の配慮をしてまいりたいと考えております。したがって、すぐに利用可能なものは大型遊具やわんぱく山、人工芝の多目的運動場フットサルコート部、そしてインターロック部分の催事広場、ウオーキング等の園路となります。前置きが長くなりましたが、お尋ねの具体的な利用に関しての基本的な考え方について申し上げますと、条例案文の構成にも影響しますので、まず施設の性格をどのように位置づけるかということが重要になってきます。本施設は、野外体育施設ではなく公園と位置づけております。公園となれば、誰でもいつでも無料で利用できるというのが基本となりま

す。しかしながら、利用の仕方によっては一定の制限や手続が必要となることは他の類似施設と同様であります。本施設も利用時間の規制はありませんが、冬期間は安全上の問題からトイレ等は閉鎖する予定で考えております。また、用具、グラウンドゴルフ用具、サッカーボール、バスケットボールなどの貸し出しは午前8時半から午後5時までとし、貸し出し用具をグラウンド内に常設はしないと考えています。さらに、用具の貸し借り、現在の利用状況を把握しておくための利用簿、貸し出し簿の準備も必要となると考えております。また、競技大会などで会場を占用したい場合などは、社会教育係まで使用申し込みをしてもらい、利用することになります。占用利用時の利用料については、条例により規定しているところでありますが、減免の規定も設けられています。それ以外、通常の利用では使用料はかかりません。先ほど申し上げましたように、好条件に恵まれ、芝生の養生がうまくいけば秋には記念大会のようなイベントも考えたいと考えておりますが、スパイクを履いての競技はできないと考えております。本施設の愛称と運営利用についても過日検討会を持ち、多くの貴重なご意見を頂戴しました。いずれにしても、このような施設は安全に十分配慮しつつ、節目、節目で利用者の意見を聞く機会を持ちながら、よりよいものへと改善していくことが肝要と考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

愛称等については、教育委員会から答弁をいたさせます。よろしくお願いします。

議長(髙橋冠治君) 東海林教育課長。

教育委員会教育課長(東海林和夫君) それでは、愛称について補足の答弁をさせていただきます。

2月18日に、運動公園にかかわる運営検討懇談会を持ちました。そこで公募をしておりました愛称についての一定の審査もさせていただいたところでございます。応募のほうは、県外含め北海道、関東からもございました。県外の方を含め、19名で34件ほどの応募がございました。これに検討懇談会のメンバーでさらに3件ほどの案を出しながら、合計では37件の名称の案の中で愛称として決定になったのが「鳥海パノラマパーク」という愛称でございます。

以上でございます。

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) まず最初に、まちづくりセンターの改築の件について再質問いたします。

答弁によりますと、これまでどおりの方針で地区の要望をまとめて場所を選定していくというような答弁でございました。それで、今現在蕨岡のほうに企画のほうでたしか1月の下旬に企画課長が住民意向調査の件で公民館に相談に行っておりますよね。その中でもアンケートのとり方の方法について協議されたと思いますけれども、これまでどおりのやつだと、全戸のアンケートではなくて500件とかその辺のやつだったと思うのですけれども、その中でも大体の回収率が54%ぐらいで、その中で大体前のセンターのアンケートは進められてきたと思います。まず、蕨岡のほうをこれから26年度アンケート、6月ごろを予定されておるようですけれども、これはセンターに任せるのか、企画のほうで主導してこのようなアンケートにしてほしいというような話し合いをされたかと思うのですけれども、その辺の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長(髙橋冠治君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

私どもの要請といいますか、お願いに基づきまして、1月の21日、それから……2回ほど、1月とたし

か2月だったと思いますが、2度にわたって協議の場をつくっていただきました。私と担当の係長、それ から協会のほうからは協会長以下三役が出席をした形で、5名での話し合いを持ちました。その狙いとい うのは、その時点での私どもにいただいた情報では、今月ですよね、3月にセンター改築に当たっての候 補地の検討をしていきたいという話が内々に情報伝わってきましたので、そのところの詳細な内容、それ から方針、話し合いの方向性についてちょっと情報収集をしたいなというところ、確認をしたいなという ところと、やはりここで改めて地区住民の皆さんの候補地の、建設地の選定、どこに建てるべきかという ところも含めて、その他意向調査、意識調査をするべきであろうと、まだそこのところが十分意識調査が なっていないという理解に基づきまして、そのお願いをしに行ったところであります。1度目、2度目、 2回にわたっての話し合いの結果、今議員おっしゃるとおり運動会終わったあたり、大体そのタイミング で調査をしたいというお話でありました。調査の実施主体は協会のほうから担っていただくことにしたい と思っておりました。そのことも了承をしていただいております。これまでの2施設、稲川、それから西 遊佐のこれまでの地区住民意識調査の検討を踏まえて同様な形で、内容はそれぞれ違いますが、それを踏 まえて地区からとっていただこうと。アンケートになるのかどうか、その辺は特にアンケート調査にはこ だわりませんというお話をさせていただいておりました。もちろん自由にどうぞという形ではなくて、こ れまでもそうであったとおり、我々の考え方も多少なりとも反映、我々といいますか、町の考えが反映さ れる形での内容でのアンケート調査にしていただくようまた十分な協議をしていきたいなと思っておりま した。

以上です。

- 議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。
- 9 番(土門治明君) そのアンケートの内容は地区まちづくりセンターの協会のほうに、まちづくり協会のほうにお任せするというような話でございましたよね。

それで、今のところアンケートには入っていないのですけれども、まだしていないのですが、蕨岡の地区の今のところの雰囲気としては、雰囲気というか、まちづくりセンターをよく利用する人、それから役員の方の話を聞きますと、やはり今の現場にあるところ、もとのところがいいのではないかという声が多いような気がします。そして、これ23年から場所の選定ということで進んできた経過があるようです、センターのほうでも。その中で、急になったのが、あれは24年度ですか、24年度にそこの向かいがちょうど旧農協が今閉鎖になっていて利用されていないものですから、この農協の役員の方が公共の場の挨拶の中で、そこを役場のほうで利用してもらって、そこに公民館の改築とかしてもらったらありがたいものだなというような挨拶をされたそうです。そのことが契機となって、それで確かにそうだなと。例えば別の場所に移った場合、まちづくりセンターが今度別のところの小学校のほうでも移った場合を想定しますと、将来的にそこの旧農協の支店が取り壊されたとき、随時解体していますので、いずれ取り壊すことになると思います、そうなったときにあの集落の一部分のちょうど中心のあたりが欠けるわけですよね。センターも解体して、そこになくなると。そうすると、そこのところにちょうど上大内と下大内、蕨岡はあるのですが、あの中に上大内あるのですけれども、上大内、中大内、下大内と3つに今度分かれるような事態が起きるのではないかと。

(「そんなことねえ。俺内の目だから」の声あり)

9 番(土門治明君) うん。まず、そういう想定もできるわけです。あそこは20メーターもすき間ある ということは、夏ならいいのですけれども、いろいろな冬の厳しい、きょうみたいな天気がなってくると そういうことも心配されておるようです。

(何事か声あり)

9 番(土門治明君) はい。アンケートに入る前に、今の議会のほうで少しもんでおいて町の考え方を 今伺っておるので、町としては今のこの話についてはどう思っておるのかというのを聞きたいと思います。

議 長(髙橋冠治君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

ただいまのJAさんの土地の話につきましては、仮定の話、そして相手のある話でございまして、それで私どもといたしましても正式の場で伺ったわけではなくて、確かに先ほど2度の協議をしたという経過を申し上げましたが、そのとき私も初めて伺いました。その状況の中で、そこを候補地として選定する云々というそのことに関しまして今の現時点で余談を差し挟む状況にはないというふうに思っております。以上です。

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) 仮定の話でございます。それで、ただアンケートのとり方というのがその仮定の話が入ってくると思うのです、アンケートをとるときに。例えば第1案小学校の脇、第2案現在地、第3案向かいのところに建てるとか、そういうアンケートのとり方というのは具体的に示していかないと、漠然とあなたどこいいですかと、そういうアンケートのとり方というのはないと思うので、それでそのアンケートの作成にかかわるものだから、町としてもそういうアンケートのやり方を許すのかどうかということなのですよね。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 遊佐町は、本当にいっぱいな土地は持っています。新たな土地を求めてまでまち づくりセンターを建設するという考えは持ってございません。

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) 町長の今そういう考えはないというはっきりとした答弁でございましたので、私からはこれ以上あれこれ申すことはございませんけれども、ただそのアンケートの作成の中で、それは今の場合は町長がこれはアンケートの中に入れないよというようなまちづくりセンターの会長さん等との打ち合わせをしなければならないのではないかなと思いますので、そのときにどのような反応が出るかというのも予想されていると思うので、それは今の町長の考え方であって、町長は住民の意向を聞きながら決めていくと言っているのではないですか。では、町長の考え方は町長の考え方わかりました、ところが住民のことを聞いて決めていくと。では、これは今の答弁とこっちの答弁とはちょっとボタンがかけ違っているのではないのかなと思ったのですけれども。

議 長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) まちづくりセンターの改築であります。新築ではございません。新たに場所を求めてつくるのは新築だと思います。改築でございます。改築については、既存の町が所有する場所に改築をするということが前提でしていないと、幾らでも町の財産を持ち出すということ、そして全町的に俯瞰

した場合の町の負担を考えますときに、それらをしっかり基本線を守っていかないと。確かに吹浦でも大分議論していただきました。現在の土地に改築してほしい、いや、小学校の跡地に移ってほしいと、いろんな議論がありました。それは、確かに議論は議論として地域の皆さんの声をいただいてきた。そして、稲川地区についても、小学校のところに移ったほうがいいのではないか、だけれども今の場所の学校の跡地の近くが、今の場所がいいのではないかという議論、地域でいっぱい議論をしていただきましたけれども、この2つについて、それから今西遊佐も計画していますけれども、新たな土地を求めて、そこに新設をするという計画は遊佐町では持っていないということであります。改築計画でありますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) 私は物わかりいいから、このぐらいで私としては町長の言っていることがよく理解できますので、よりよいアンケートの進め方をやってもらって、その地区の住民からも納得のいくようなものにしてもらいたいと思います。ただ、新たな土地を買ってまでと言うけれども、町としてはさまざまこれから山も買っていかなければならない、それで総合運動公園だって買った、そこの子どもセンターも買っている、いろいろ買っているのですよ。だから、まずそこだけの強調をされてもなかなか納得できるような話ではないのではないのかなと、若干ですが、思います。では、答弁。

議長(髙橋冠治君) 時田町長。

町 長(時田博機君) JAさんの建物云々の話が、理事の方が挨拶で申したとかという話がありました けれども、私自身は一遍も伺ったことがまずございません。

それから、私は蕨岡農協の跡地は、あれはもう世界農業遺産になるのではないかと思っています。なぜならば、その当時鉄筋コンクリートであれだけ立派な施設をつくった先人が我が地域におられた、そして生活クラブ生協との交流を始められた皆さんが汗水垂らして築き上げた施設だと思っております。あの施設を町が譲り受けたとしても、建物を解体するだけで膨大な金額がまずかかるであろうと想定されますときに、逆に世界農業遺産で後世に伝えるという発信の仕方についても、生活クラブ生協とお米の直取引が始まったこのエリアという視点の考え方も大切に保存していく価値のあるものではないかと思っているところであります。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。

9 番(土門治明君) 世界農業遺産で残していくと、それだけの価値があるということは、農協から買い取って町で保存していかなければならないのではないかなと。結局買わなければならないというようなことになると思いますよ。いや、農協はそういう考えでなくて、解体してできるだけ無駄なものをそいでいくと、建物はあるだけでお金かかるものですから、そういう考え方だと私は思います。ただ、町長のほうに農協からそういうお話がなかったということで、おら知らないぞというような感じがしたので、その辺の行き違いはあったのかなと思っております。それから、この件についてはまたおいおい企画課長からまたセンターの三役たちと進めていってもらいたいと思いますので、私言ったことも参考にして臨んでもらいたいと思います。まだこれからのことですので、まず仲よくやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、総合運動公園が今の議会に条例が出されておりますけれども、ちょっと条例出される前に一般質問書いたものですから、ちょっとダブったような感じになってどうも心苦しいのですが、出した以上少し聞きたいと思います。最初に、料金のお話です。条例の案によりますと、まだ通っていないから、この第4条で料金のが出ております。これはこれでグラウンドゴルフとか、それからフットサルとかシューティングボードとか、そういうものを利用した方がこれにひっかかるのではないですか。運動公園の全部、または一部を独占して利用すること。(4)、4条の。そうすると、グラウンドゴルフとかも完全に独占ですよ。芝生の……

- 議 長(髙橋冠治君) 土門議員、これまだ上程していないので。
- 9 番(土門治明君) あっ、そうですか。
- 議 長(髙橋冠治君) 答弁もできない状況なので、別の質問に移してください。
- 9 番(土門治明君) では、別の質問にいたします。秋には芝生の状態で記念大会などもできるのではないかと言われております。それで、26年度については芝生の状況によってできないこともあるだろうけれども、27年度以降では確実に使用ができる状況になると思います。そのときに、今までの話、経過によりますと、グラウンドゴルフは3コースということで、それで大会時には4コースを使用してもいいというような話になっておりましたけれども、この3コースの27年度からの予定なのですけれども、ゴールポストとか、そういうものの設置というのが意外と手間かかるみたいなのですけれども、朝設置して夕方外すというようなことは大変なことだと思うのですが、その辺の使用に関してはどのように感じておりますか。例えばそこのポストが邪魔であとほかの人が使えないような状況も発生するものですから、その辺の話し合いはされておりますか。
- 議長(髙橋冠治君)東海林教育課長。
- 教育委員会教育課長(東海林和夫君) これは、まだ想定のそぐらいの段階でしかないわけですけれども、やはり基本的に公園ということでありますし、運動公園なので、グラウンドゴルフ公園でもありませんので、そこは先ほど答弁で申し上げましたように用具は貸し出しはしますが、常設はしないという立場でスタートはしていきたいと。ただ、その後の利用状況、利用実情といいますか、それが具体的にどういうふうに変わっていくのかということはその後の段階において考えたりはしなければならないのかなとは思います。そのために答弁でも節目、節目で懇談会等を開催しながらということでございますので、やはり今の段階で最初から常設するだのというふうな想定はまず基本的には置かないで、公園ということですから、誰でも利用可能な状態ということを保持していくというのがまず原則的な立場ではないかと、このように考えております。
- 議 長(髙橋冠治君) 9番、土門治明議員。
- 9 番(土門治明君) 総合運動公園も立派にできたようですし、ただ中見てみると、中の広場のセンターのあたりがちょうど山の高いところになっていて、海抜の高いところになっていて、裾に行くと下がっているように見えます。中に暗渠入っているようでしたけれども、南側のほうの暗渠がちょっとききが悪いようで、いつもここのところちょっとダブついているような、排水状態が悪いような感じしましたが、だから大雨降るとやっぱりちょっとこっち、あそこはちょっと排水悪いのかなと、こう思っております。その点についてもおいおい利用しながら、またこれからの状況を見定めて、それでまたそういうじめじめ

したようなところも直していってもらいたいなとは思って見ておりました。この条例は、また最後の日の 予算ありましたので、そのときにまたお尋ねしたいと思います。

公民館に関してもまだこれからの話ですし、総合運動公園に関してもことし、26年度の使用は余りできないだろうということでございますので、まだ時間ありますので、恐らく27年、28年について私のきょう質問したことはだんだん、ああ、あのとき私言っていたなということも思い出していただければありがたいなと思いまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議 長(髙橋冠治君) これにて9番、土門治明議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

3月7日午前10時まで延会いたします。

(午後3時55分)